

第 50 回人権理事会公式文書(1)

房野 桂 訳

女兒と若い女性のアクティヴィズム (A/HRC/50/25)

女性と女兒に対する差別に関する作業部会報告書

概要

本報告書で、作業部会は、異なった地域と背景の女兒と若い女性のアクティヴィズムが行った多大な変革的可能性と共にジェンダー平等と人権の推進への重要な貢献に光を当てている。作業部会は、そのアクティヴィズムの行使に対する構造的障害を調べ、業績と有望な慣行を明らかにしている。本報告書は、女兒と若い女性のアクティヴィズムが完全に繁栄できる安全で機能的な環境を醸成するために、国家とその他のステイクホルダーへの一連の勧告で締めくくっている。

I. 活動

1. コロナウィルス病(COVID-19)流行の状況で、作業部会は検討期間中に3つの会期をヴァーチャルで開催した。2021年5月25日から28日まで開催された第31回会期で、作業部会は、女兒の権利と取り組んでいる市民社会団体と会議を開催し、今後の立場文書を討議し、現在のテーマ別分析に重点を置いた。専門家たちは、今後の優先事項を討議するためにマンデートの主要なスポンサーとも会った。

3. 2021年10月11日から15日まで開催された第32回会期で、専門家たちは、マンデートの夢に関する見解を交換し今後の協力の道を模索するために、女性に対する暴力、その原因と結果に関する当時新任の特別報告者と会った。本テーマ別報告書の準備の状況で、作業部会は、意見と表現の自由に関する特別報告者、平和的集会と結社の自由に関する特別報告者、人権擁護者の状況に関する特別報告者とも会合を開催した。専門家たちは、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表、子どもの権利委員会議長、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関(国連ウィメン)、国連人口基金、国連子ども基金(ユニセフ)、国連人権高等弁務官事務所(UNHCR)の女性と権利とジェンダー課の代表を含め、女兒のアクティヴィズムというテーマに関して、いくつかの国連機関とも相談した。

4. 2022年1月31日から2月4日まで開催された第33回会期で、作業部会は、優先領域

に関する見解と相乗作用の可能性を交換するために、市民社会団体、国連ウィメンのジュネーブ連絡事務所、OHCHRの女性の権利・ジェンダー課及び女性差別撤廃委員会事務局の代表者たちと会議を開催した。作業部会は、女兒と若い女性のアクティビズムの領域での専門知識から利益を受けるために、アフリカと米州制度からの地域人権メカニズムの代表者とも会った。

B. 国別訪問

5. 作業部会は、2022年4月4日から25日までキルギスタンを訪問したが、その協力に対してキルギスタン政府に感謝している。作業部会は、2022年8月1日から12日まで訪問するようとの招待に対して、モルディヴ政府にも感謝し、訪問の要請に対して前向きに回答するようその他の国々を奨励している。

C. 通報とプレス・リリース

6. 作業部会は、独立してまたは他のマンデートとの合同で、各国政府へのいくつかの通報に対処した。通報は、差別法と慣行、女性人権擁護者の権利侵害、ジェンダーに基づく暴力及び性と生殖に関する権利侵害の申し立てを含め、広範なテーマに関連していた。作業部会は、独立して、また他のマンデート保持者、条約機関及び地域メカニズムとの共同で、プレス・リリースも出した。

D. その他の活動

7. 専門家たちは、作業部会委員としての資格で、数多くの活動も行った。特に議長は、CSW66に対処し、第76回総会に宛てて口頭による報告書を提出した。本テーマ別報告書の準備に関連して、作業部会は、世界のあらゆる地域にわたって150名以上の若い活動家と共に女兒のアクティビズムに重点を置いて、一連のヴァーチャルの地域協議会を開催した。

II. テーマ別分析: 女兒と若い女性のアクティビズム

A. 状況と概念的枠組み

状況

8. 女兒と若い女性は、重要な世界的問題に関して変革を要求し、触媒作用を及ぼすために、全世界で結集している。彼女たちは、社会正義、ジェンダー平等及び持続可能性に向けて社会を変革することを目的するイニシアティブの最前線にいる。これは、家庭、地域社会、社会全般内での根強いジェンダーに基づく差別と暴力の結果として、公的・政治的生活への参画において直面し続けている障害にもかかわらず、しばしばその反応として起こっている。

9. 女兒と若い女性は、ジェンダーと年齢の重なり合いに根があり、これに限られるではな

いが、経済的不安定、教育へのアクセスの欠如、性と生殖に関する健康商品、サーヴィス、情報へのアクセスの制限、質の高い教育への不平等なアクセス、オンラインでもオフラインでも狭まる市民のスペース、多くの国々での高まる原理主義、武力紛争、環境災害、健康危機を含めた要因によって悪化している、そのアクティビズムに対するユニークな課題を経験している。障害、人種、民族的出自、性自認、難民の地位、早期妊娠と母親になることで特に不利な条件に置かれる女兒もある。女性と女兒の役割は、私的領域、家庭、生殖に限られるべきであることを示す差別的なジェンダーと年齢関連の固定観念を永続化する保守的な説話も、公的生活への参画に悪影響を及ぼし、その声を黙らせ、その貢献を目に見えないものにする。

10. 基本的人権の尊重、保護、成就を通じた女兒と若い女性のエンパワーメントは、正しい、包摂的で、持続可能な社会とジェンダー平等の達成にとって不可欠の前提条件である。近年その参画はますます推進されてきてはいるが、主要な格差が根強く続いている。作業部会が会った女兒と若い女性は、多くのレベルで彼女たちが直面してきた重大な課題を明らかにした。その参画の重要性にもかかわらず、公的・政治的生活における女兒に関する調査は乏しく、その市民的スペースとアクティビズムに圧倒的重点を置いてこなかった。

11. 作業部会の専門家たちは、報告書の準備への貢献に対してすべてのステイクホルダーに感謝を表明している。特に、彼らは、10の献身的な協議会に参加したあらゆる地域と背景からの女兒と若い女性からのユニークで見事なインプットを認めている。中には極度に抑圧的な状況で活動している者もあり、特に武力紛争に直面している被占領地や国々で暮らしている者もあり、作業部会と経験を分かち合うために選ばれることにより、かなりの危険を冒してきた者もある。

概念

12. 国際基準に沿って、作業部会は、女兒を18歳未満の個人として認めた。国連機関、各国、その他の行為者は、若い女性を定義するために様々な年齢層を用いている。本報告書の準備のために、作業部会は、自分たちを女兒または若い女性活動家と名乗っている12歳から30歳までの女兒と若い女性にかかわった。その多くは、子どもの頃から活動を始めたことを示した。

13. 作業部会は、これを通して女兒と若い女性が政治的・公的生活にかかわる正規・非正規、オンラインとオフラインの多様な形態とプロセスを捉えるための傘となる概念として「アクティビズム」という用語を用いている。女兒と若い女性によって主導されるボトム・アップのイニシアティブのみならず、成人によって最も頻繁に確立され主導される立法的・司法的・行政的権力の行使に関連する正規のプロセスへの関りを含め、これは、市民的スペースへの関りと公的問題を行うことを含む。アクティビズムは、これを通して女兒と若い女性が地域社会の変革をもたらすためにその発言権を利用する集団的で、個人

的なアドヴォカシーと行動、及びその他の草の根レベルの非正規のイニシアティブを組織し、動員し(平和的抗議を通すものを含め)、キャンペーンし、行うことよりも成る。

14. 女兒と若い女性の活動家が、人権を推進するための行動を取る時、普遍的に認められた人権と基本的自由を推進し保護するための社会の個人、集団、機関の権利と責任に関する宣言(「人権擁護者宣言」)に書かれているように、彼女たちは人権擁護者の定義に当り、そのように認められるべきである。しかし、彼女たちは、しばしば、汚名とそのように振る舞うことの危険のために、必ずしも自分たちを人権擁護者として明らかにしないかも知れず、用語に気付いていないかも知れず、または成人によってそのように考えられないかも知れない。自分をどのようにに明らかにするかまたは他からどのように見られるかにかかわりなく、作業部会は、様々な形態で人権の推進と擁護にかかわっている女兒と若い女性活動家を、「人権擁護者宣言」、関連する人権理事会と総会の決議及びその他の国際基準で概説されている者を含め、すべての関連する法的保護への資格のある人権擁護者として認めている。

B. 国際人権法の枠組み

15. 作業部会は、成人であろうが未成年者であろうが、何らの差別なしに相互に関連し相互に依存しているすべての人権を享受する資格があることを想起している。女兒は、その年齢と成熟度と最高の利益に従って、彼女達に影響を及ぼす問題に関してその見解を形成し表明することを含め、エンパワーし、あらゆる人権を享受できるようにすることを目的とするものを含め、年齢、ジェンダー、その他の特徴を考慮して、保護の特別措置に対して資格がある。人権を保護し、推進し、成就するために行動することの最低年齢はない。

16. 公的生活に参画する権利、意見と表現の自由、思想の自由、平和的集会と結社の自由への権利の女兒と若い女性の完全享受は、その発展の完全な可能性、自治の行使、社会の形成への参画、そして究極的には、ジェンダー平等の達成と自由で正しい民主的社会の実現への参画のための基本的条件である。例えば、これらの権利は、オンラインとオフラインでの考えの表現と普及、自分を表現し、特定の問題に関して立場を伝え、考えを交換するといったような目的でのデモ、抗議、集会、行進、またはオンラインの集会を含めた非暴力的集まりへの参加をカバーし、国際・地域人権条約に書かれている。様々な国家・非国家行為者と積極的に組織し、かかわることを含め、公的・政治的生活に参画する女兒と若い女性の人権の実現は、その人権の保護にとっての基本である。

17. 国々は、直接的または間接的に女兒に影響を及ぼすすべての公共の利益の問題における女兒の見解を求め、その見解に相当の重きを置くためのメカニズムが設置されていることを保障しなければならない。子どもの権利委員会が強調したように、国々は、子どもは自分自身の考えを表明できないものと考えすることはできず、反対に国々は自由な考えを形成するよう子どもを奨励し、彼らが意見を聞いてもらう権利を行使できる安全な環境を提供すべきである。委員会は、国々がその参画の権利の完全実現を保障するために、市民

社会、女性と男性、伝統的・宗教的指導者及び女兒自身を含め、すべてのステイクホルダーと協力して、家父長的及びその他の有害なジェンダー規範と固定観念化に挑戦する行動指向の措置に投資する必要があることを示してきた。委員会は、子どもたちが自分たち自身の団体とイニシャティヴを形成し、集団的アドヴォカシーのための共通の学習とプラットフォームのための機会を増やすために、自分たち自身の団体とイニシャティヴを結成し、その団体の間のネットワーク作りを追求するよう支援され奨励される必要があることも示してきた。これには、独自の団体や協会を形成する子どもたちに対する全ての障害(つまり、高価な行政手続き、最低年齢の制限等)を除去することが含まれる。

18. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第5条は、どちらかの性の劣勢または優勢の考えと男性と女性の固定観念的役割に基づく偏見と慣習及びその他のすべての慣行を撤廃する目的ですべての適切な措置を取るよう国家に義務付けている。さらに、決議41/6で、人権理事会は、政治的・法的・实际的・構造的・文化的・経済的・政治的またはあらゆる分野への女性と女兒の完全で平等で効果的で意味ある参画を妨げる宗教の誤用から生じる障害を除去するよう国家に要請した。

19. 作業部会は、女兒と若い女性の権利を実施する責務は国家にあるが、実際には、両親と拡大家族、地方の地域社会、宗教団体、非国家のサービス、政府間機関、市民社会団体、民間セクター及び若い女性と女兒自身を含め、いくつかの異なった行為者の関りと責任を含め、いくつかの異なった行為者の役割と責任がかかわっていること強調している。女兒と若い女性が、自分自身の生活と公共の問題への積極的な参加者となることができることを保障するには、それら行為者すべての責任と役割を考慮に入れ、女兒と若い女性のすべての人権の間の相互関係も考慮する統合された取り組みが必要である。この点で、作業部会は、すべての人権の相互依存性を再び主張している。

C. 女兒と若い女性のアクティヴィズムの特徴

20. 女兒と若い女性の活動家は、広範で多様な話題にかかわっている。これらは、とりわけ、ジェンダー平等、ジェンダーに基づく暴力、有害な慣行、子どもの権利、LGBTQIの権利、性と生殖に関する健康と権利、気候正義、社会的・経済的不平等、包摂的開発、人種的正義、グッド・ガバナンス、領土の防衛、土地と資源、平和構築と紛争解決が含まれる。彼女たちはしばしば複数のトピックを動員し、セクション間の抑圧とそのアクティヴィズムで作用している複雑な力学に注意を引いている。作業部会は、「すべてに対して正義がなければ一つの問題に対する正義はない」ことを開催した協議会中に耳にしたので、彼女たちは様々な運動にわたって組織している。

21. 女兒と若い女性のアクティヴィズムのイニシャティヴは、しばしば、地方・国内・国際的状况に、変革的变化をもたらすことを目的としている。例えば、その動員のために、作業部会の協議会に参加する活動家の中には、学校での月経衛生のための衛生用品または難民センターでの基本的製品の配布を受けた者もあった。また、女兒がその地域社会から

女性性器切除を逃れるのを助けたり、人身取引の被害者/サヴァイヴァーである女兒と女性の救出を手助けた者もあった。さらにその地域社会内のジェンダー平等と人権に対する意識を高めるために、学校のカリキュラムに人権に関するクラスを含めることや年齢に適合したメディア資料の開発を達成した者もあった。ある国では、彼女たちは、若者のための性感染症のテストから汚名をなくすキャンペーンを開始し、またある国では、校庭でのセクハラの問題に国の注意を引くことにも成功した。いくつかの国々では、彼女たちは、自然と気候の擁護の最前線にも立った。

22. 個人的発展、自意識及びエンパワーメントも、そのアクティヴィズムの主要な構成要素である。ある若い活動家が述べたように、「私はそれに気付かずに抑圧の中で若い女性として暮らしていた。私はこのトピックについてさらに学ぶ前には、これを正常と思っていた。」アクティヴィズムは女兒と若い女性の自信を高め、自身の生活の中での働きの感覚を築く手助けをし、自分の地域社会と社会を形成する力を提供し、変革のための指導者となったり、担い手となったり、伝統的に男性支配のキャリアを選ばせる力を提供する。

23. そのアクティヴィズムは、多くの場合、差別、暴力、人権侵害の個人的経験が引き金となり、または不正と思われるものに対応する必要性として生じる。作業部会が話をした多くの活動家にとって、活動家になることは、「それほど必要に対する対応としてのインスピレーションではなかった。」中には、既存の不平等が露呈し悪化するのを目撃したので、コロナウィルス病(COVID-19)の流行中に関りを始めた者もあった。場合によっては、その権利擁護のために(アラブの春と#MeeToo キャンペーン中の女性の動員のような)または例えば、環境と気候の保護に関する地方と国際的運動のメンバーが取る行動による自分の地域社会、国、または海外でのロール・モデルと女性の動員からインスピレーションが出てきた。

24. 女兒と若い女性のアクティヴィズムは、地方と地域社会のレベルでより一般的であるが、オンラインとオフライン、地方と国際のあらゆるレベルで展開している。そのアクティヴィズムは、ほとんどが、高等学校と大学の教育機関内の学生団体の関りを通して、しばしば学校と女兒が指導する団体で始まっている。これらは、国の当局、外交官及び政党、オンブズパーソンや国の人権機関のような独立機関、女性活動家と団体を含めた市民社会団体と運動、地域社会を基盤とした宗教・文化機関、及びメディアを含め、様々な行為者と関わっている。増えてはいるが、国連や国際・地域人権メカニズムとの関りは、様々な要因のためにまだ限られている。

25. 女兒と若い女性の中には、正規の構造を通して活動している者もあるが、非正規に組織し、親団体または傘の構造を通して財政及びその他の支援を受けているところもある。場合によっては、第三者による管理を受け、外部のアジェンダを課されることを避けることを目的として、非正規性を選択していることもある。法的・行政的・財政的障害の結果である場合もある。

26. 正規の意思決定過程からの排除に頻繁に直面して、女兒と若い女性の活動家は、公的生活にかかわり、芸術的表現を含め、分権化したイニシャティヴ、デジタル・ツール、ラジオ・トーク・ショー、大衆デモ、非正規の抗議、革新的なキャンペーンを利用するという代替の方法を利用する傾向にある。一つの例は、多くのその他のイニシャティヴを世界中で鼓舞してきた性暴力を非難する”La culpa no era mia(私のせいじゃない)”と題する青年フェミニスト集団によって生み出されたパフォーマンスである。若い活動家は、時々議員を含め、対面式のアドヴォカシー術を用い、証拠を築き、あるトピックをめぐる一般の反応を推進するために調査と資金作りに投資している。彼らはますますオンラインのスペースを利用し、ソーシャル・メディアのプラットフォームが、組織し、動員し、ネットワークし、キャンペーンし、アドヴォキットするために利用されている。ある女兒が述べたように、「私たち自身がスペースを切り開いたのであり、他人がやってきて機会を与えてくれるのを待っていたことはない。」

D. 課題と障害

1. 構造的なジェンダーと年齢に基づく差別

27. 女兒と若い女性は、性とジェンダーと年齢に基づき、差別的な社会規範と有害な固定観念に根がある構造的差別から出てくるものを含め、異なった型の障害を含む特別な障害に直面している。作業部会は、しばしば宗教上の解釈に基づくジェンダーの世界的な差別的な文化的構造と国家とその他のステイクホルダーとの間の差別的な法律と慣行に対する継続する文化的正当化の根強さをすでに示してきた。作業部会は、家庭内で差別を撤廃できないことが、社会のすべての領域でジェンダー平等を保障しようとする試みを損なっていることを特に強調してきた。

28. 一般的に、子どもと若者は、成人を中心とした父親的温情主義的態度に直面している。彼らはしばしば、成熟度と経験が不足しているとみなされるために自分の生活について決定を下すことができないとか、公的討議に建設的に貢献できないものとしてしばしばみなされ、従って敵意を持って対処される。活動家によって説明されたように、「我々の社会は、ジェンダー平等について私たちが言うことを冗談だと取り」、「彼らは私たちがしたいことがわからないかのように取っているが私たちはわかっており、彼らが私たちが信じないだけなのだ。」女兒はしばしば心のうちを語り、家庭内の領域の外にかかわることを思いとどまらせられるのでさらなる課題に直面している。多くの女兒活動家は、彼女たちがアクティヴィズムにかかわるチャンスは、もし最も幼いころから居場所は家庭であると告げられ、もし両親が息子の教育を優先するならば、かなり限られていることを強調した。さらに彼女たちには担っている不相応な家事とケアの責任を仮定すれば、アクティヴィズムに捧げるために利用できる時間はしばしば大変に限られている。

29. 親の権威と過保護の取組は、しばしば子どもと若者の自由と関わりのスペースを制限するために行使される。女兒と若い女性の場合には、これら障害が、圧倒的なジェンダー

固定観念と家父長的社会規範によって劇的に複雑化される。活動家の一人が説明したように、女兒は、「学校を辞めるとか結婚すると言ったような問題においてすら意思決定者ではなく、これがその人生に大きなインパクトを与える。」平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者が述べたように、女性と女兒の平和的集会と結社の自由への権利の享受に対するかなりの障害は、「女性と女兒が継続して家父長的管理の下で暮らし続け、間違った固定観念化を経験しており、その双方が公的生活への参画を妨げ罰している家庭、家族、地域社会に深く根付いている。」これは女兒と若い女性活動家の経験と共鳴し、彼女たちはしばしば、家庭の価値と国の伝統の破壊者として描かれる。確立された社会文化的ジェンダー規範に挑戦しているとしての若い活動家に対する認識は、脅しと暴力を含めた攻撃、または当局のみならず家族、地域社会及び一般の人々からの承認と支援の欠如に繋がるかも知れない。

30. 女兒と若い女性は、その移動性への制限に直面し、デジタル器具や集まりに出席するための交通費や団体や協会に加わるための会費を支払うための必要な財源を含め、情報や資金へのアクセスを欠くかも知れない。特に中等・大学レベルでの教育、職業訓練、生産資源、経済的機会は、世界中で多くの女兒と若い女性、特に農山漁村または不安定な場で暮らしている者にとっては制限され続ける。しばしば、彼女たちは、そのアクティビズムにとっては基本的な前提条件であるその権利に十分気付いておらず、ちゃんと教えられてもいない。

31. 強制的で、望まない、子どもの妊娠のみならず、早期・強制結婚、女性性器切除、月経保健、避妊、中絶ケアに関連するものを含めた性と生殖に関する健康サービス、情報及び品物へのしばしば切り詰められたアクセスを伴い、これら問題に関連する当局の否定を伴うレイプを含めた性暴力も、女兒と若い女性のアクティビズムに対する主要な人権の障害である。これらは、その自治を制限し、政治的・公的生活に完全で平等に参画するその機会をかなり制限することを目的とする深く根差したジェンダー規範から生じている。

2. 周縁化と公的空間からの排除と重なり合う形態の差別

32. 人権を推進しているものを含め、市民社会団体と運動は、従って女兒と若い女性の考え、経験、スペース、ニーズに対してしばしば反応しないかも知れない成人によって普通主導されている。子どもの権利と女性の権利団体ですら女兒と若い女性の多様な現実と経験に対してしばしば盲目的であり、しばしば運動の中で差別を永続化している。女兒が指導する団体は、しばしば主流の女性の権利運動の一部でもなければこれとつながってもおらず、等しく認められ、資金提供され、支援されてもいない。場合によっては、国際パートナーとドナーのアジェンダは、真に女兒と若い女性をエンパワーし、アジェンダを決めるスペースと力を彼女たちに与えないで、若い女性と女兒のアクティビズムを推し進め、意思決定を導き、自分たち自身の優先事項を決定している。

33. 国際人権メカニズムは、女兒と若い女性活動家に容易くアクセスできるものではない。国連によって開発される子どもに優しい、年齢に配慮した情報の欠乏のために、女兒は普通、国連のメカニズムと機関、その機能とシステム内の資格認定のための年齢の要件についての情報を欠いている。彼女たちは、国際フォーラムに参加するために旅行するためのヴィザを得ることもできないかも知れない。温情主義的取り組みと訓練を受けた職員の欠如が、子どもと関わるための献身的なメカニズムと手続きの欠如と相俟って、国連と国内・地域・世界レベルを含め、政府間機関の討論と活動から、女兒を含めた子どもの排除を正当化するためにしばしば用いられている。国連内での女兒と若い女性のアクティビズムは、あるエリートのためにしばしば取り置かれており、ほとんどの周縁化された女兒と若い女性、特に不利な遠隔の地域社会で暮らしている者は、実際には国連のスペースにアクセスできない。さらに、女兒と若い女性は、本当は、解決策の共同の生み手、協働の企画者として含まれてはいない。彼女たちはアジェンダを設定するようエンパワーされておらず、彼女たちのインプットはしばしば適切に反映されず、しばしば会議の後での維持される関りもない。彼女たちは、平和と安全保障、「持続可能な開発目標」及び COVID-19 の回復のようなその他の重要なプロセスに関係するよりはむしろ、「女兒の問題」に関する討議では普通棚上げされている。さらに、発達した収容力、子どもと青年の参画のための特別枠、女兒と若い女性を安全に、エンパワーするように、効果的に関わらせるための保護は普通欠けている。女兒と若い女性の中には、国連から何ら目に見える支援を受けずに、人権メカニズムを含めた国連システムにかかわったことに対して、無防備で、国の当局や非国家行為者による報復と脅しにさらされていると感じたと報告した者もあった。

34. 女兒と若い女性に当てはまる言語の欠如が一般的な課題であるが、言語障害は、しばしば他の団体運動とネットワークし、かかわる機会も奪い、女兒と若い女性、特に先住民族に属している者のアクティビズムに、しばしば追加の制約を課す。証言の中には、部族の所属を含め、民族の線に沿った区別が、「異人」とみなされ、地方または国レベルである問題を討議する資格がないとみなされる活動家の作業を困難にすることも明らかにした。

3. オンラインとオフラインのハラスメントと暴力

36. 安心と安全の欠如が、女兒と若い女性のアクティビズムに対する主な障害である。望まない性的言語、歓迎しない性的振る舞い、レイプやストーキングの脅しという形態を含め、路上や公共の輸送機関での攻撃、ハラスメント、暴力の頻繁な発生が、女兒と若い女性の活動と家庭からの外出を思いとどまらせ、制限し、これがアクティビズムのためのスペースへのアクセスと利用を妨げる。そのような危険は、抗議とデモ中、紛争、災害及びその他の危機的状況中に高まる。さらに、広がったセクハラと虐待が、政治運動や団体内で報告されている。

37. 女兒と若い女性の中には、しばしばその家族や友人も標的にし、彼らを黙らせることを目的とするいじを含めた脅しと暴力を報告した者もあった。その中の一人は、「時にはあまりにも危険なので熱心に行っている問題に関わることができません」と説明した。女性と若い女性の中には、国による保護の欠如を報告した者もあり、これは場合によってはその安全保障軍を通して脅しと暴力を加えた。暴力のエピソードには、不適切な接触、逮捕中に下着を見せること、屈辱的で不必要な服を脱がせる取り調べ、レイプの脅し、強制的に服を脱がせること、特に平和的動員の不当な抑圧中の法律執行拘束職員によるジェンダー化した性差別主義的侮辱が含まれた。

38. ジェンダー平等に対するバックラッシュの状況で、女兒と若い女性は、ジェンダー平等、特に性と生殖に関する権利、婚姻における平等、LGBTIQ の問題に関連するテーマにかかわっている時、ハラスメントと暴力の高い危険に直面している。さらに女兒と若い女性は、そのアクティビズムに対する報復として、性暴力を含めたドメスティック・ヴァイオレンスに直面するかも知れず、一形態の懲罰として、そのパートナーや家族によって子どもから引き離されるかも知れない。場合によっては、自分のアクティビズムの追求と家族の絆を保つこととの間を選択しなければならない。さらに多くの女兒は、自立する手段を欠いており、そのアクティビズムのために家族の支援を失うことが壊滅時結果となることもある。家族の経済的生存を保障するためにそのアクティビズムを捨てざるを得ない者もある。

39. デジタルのジェンダーに基づく暴力とハラスメントは、女兒と若い女性のアクティビズムにさらなる課題の層を付け加える。デジタル技術は、「ディープ・フェイク」のポルノ的コンテンツと死の脅しに訴えることを含め、女兒と若い女性の活動家をおどし、管理し、監視下に置き、強制し、嫌がらせ、辱め、非人間化するために用いられるかも知れない。その結果、この慣行の被害者の多くは、そのオンラインの活動を制限して自己検閲に繋がり、自分の家庭や地域社会内での汚名に耐えるかオンラインのスペースを全く逃れるかする。相談された若い女性と女兒の大多数は、脅しのメッセージ、セクハラ及び同意のない私的イメージの分かち合いを含め、何らかの形態の対象を絞った、ジェンダー化したオンライン虐待を経験していた。女兒と若い女性の活動家に対する攻撃は、しばしば信用を失墜させ、非合法化する目的で指揮され、彼女たちを笑いもの、軽蔑または中傷にさらしている。場合によっては、家族が続いて起こる名声の失墜のためにそのアクティビズムの継続を禁じるかも知れない。ソーシャル・メディアでの彼女たちの存在そのものが女兒と若い女性の個人的完結性にとって大きな危険となるかも知れない国々もある。微妙な情報を対象とする大規模なデータ収集とアルゴリズムが牽引する分析は、活動家、特に LGBTIQ 社会の活動家にとっては新たな脅威を生み出す。ある活動家が説明したように、「オンラインのキャンペーンを行う時に、我々は、政府からのデジタル調査があることを知っているので、時には公に発言することを恐れている。」

40. 女兒は、家族による体罰、地域社会での汚名、試験を受けることを妨げることを含

め、教育機関からの報復を含め、成人からの異なった形態の虐待の影響を受ける。協議会中に、女兒は、そのアクティヴィズムと学校の出席を両立させるための支援のより一般的な欠如のみならず、教員と学校当局による懲罰の経験を唱えた。

4. 敵意ある環境

41. 作業部会が出会った活動家の中には、恣意的逮捕、おどし、殺すぞとのおどし、誘拐、後をつけられたりスパイされたりした経験、並びに市民のスペースをさらに縮小し、その活動を制限するための反テロ法の乱用を述べた。家への時たまの攻撃、家族へのおどし、性的虐待を伴う「自宅監禁」が活動家の作業を管理し制限する方法として用いられる国々もある。直面するおどしの全体的な環境を仮定して、フェミニスト団体と保護ネットワークは、報復を恐れて外部の行為者の入会と関わりを制限する傾向があるので、比較的若い活動家にとっては、アクセスが難しいかも知れない。ある活動家が強調したように、「私たちは紛争を生み出したいとは思っていないことを人々に理解させることが重要で、私たちはただ私たちに影響を及ぼす問題に対処し解決し、人権を擁護したいだけです。」名誉と名声の中傷と攻撃のキャンペーンも述べられたが、これによって活動家は、いわゆる「モラル」、価値観、倫理を欠いており、文化と伝統を傷つけていると描かれた。人権擁護者の状況に関する特別報告者が述べているように、女兒の人権擁護者は、彼女たちとその活動は宗教、名誉、生活様式に対する脅威であると信じている地域社会の指導者、宗教団体、家族、近所の人々、地域社会によって汚名を着せられ、追放されることもある。

42. さらに女兒と若い女性の活動家は、そのアクティヴィズムに対してさらなる課題となる様々な型の調査を受けている。彼女たちは、その地域社会と社会の公的・政治的生活に自由に関わる機会に多大な影響を及ぼすインターネットの利用とデジタル危機へのアクセスを含め、その家族、特に男性の親戚による過度の取り締まりに直面し続けている。

43. さらに、燃え尽きやトラウマ後のストレス障害のような精神衛生の問題が、直面するおどしや危険の結果として、多くの活動家によって述べられた。彼女たちは、NGOやドナーによって制度的に認められる必要のある自己ケアと集団ケアの重要性を明らかにした。心理的支援の欠如が、支援的環境に対する障害の一つとして明らかにされた。

5. 法的・行政的障害と司法へのアクセスの欠如

44. 多くの女兒は、団体を登録する際に直面する障害のために非正規に組織している。登録プロセスは高価過ぎるかも知れず、登録に最低年齢の要件があるかも知れず、銀行口座を持つという要件があるかも知れない。これが、その活動に対して資金提供を求めて受ける若い活動家の能力を制限し、これが女兒と若い女性のアクティヴィズムに対する主要な障害の一つとして明らかにされてきた。

45. 場合によっては、女兒は公的集会に子どもが参加することの全面的禁止のために、集会の自由への権利の行使に対する法的障害に直面している。さらに障害を持つ女兒と若い

女性の場合には、追加の障害がしばしば法的能力の剥奪に存在している。しかし、彼女たちが正式に法的能力を否定されない場合でも、幼児扱いと他人への依存を含め、特に家族の差別的態度が公的・政治的生活にかかわるその自治と機会を制限している。

46. 世界中の様々な国々で導入されてきた性的指向と性自認に関する表現の自由に対する法的障害に、明確な一連の障害がある。2020 年末に、性とジェンダーの多様性に関する問題に関する表現の自由に対する法的障害は、いわゆるジェンダー・イデオロギーの普及の禁止という形態を含め、少なくとも 42 の加盟国に存在した。さらに、LGBTIQ を犯罪化する法律は、そういった社会に属している女兒と若い女性のアクティビズムにとっては恐ろしい脅威となり、彼女たちの多くに黙っているように強制し、彼女たち自身の団体や運動を生み出すことを妨げている。

47. 異なった型の法的障害は、非正規移動者、難民、無国籍女性と女兒の法的承認の欠如に関係している。同様にある国々での先住民族の権利の承認の欠如も、公的生活への先住民族の女兒と女性の参画をほとんど不可能にしており、公共の場で顔を覆うことを禁止する法律は、ムスリムを背景に持つ若い女性と女兒が公的・政治的生活にかかわることを妨げるかも知れない。

48. 女兒と若い女性は、その権利の侵害に対する保護と時にはオンラインのハラスメントと暴力のような特定の形態の補償の欠如を含め、その権利侵害に対する保護と侵害の場合の補償を求めるために、人権についての情報と利用できるメカニズムへのアクセスに対して大きな障害にも直面している。裁判所を含め、効果的で、年齢とジェンダーに配慮した手続き、情報、助言、法的・その他の支援、独立した苦情処理手続きへのアクセスが欠如している。これがしばしば、司法及び権限のある当局の注意を引く事件がほとんどない広がった刑事責任免除の状況に繋がる。国家行為者がそのような侵害の加害者である場合には、国家に対する不信感があり、これがさらに女兒と若い女性が、司法を求めることを妨げ、中にはかなりそのアクティビズムを制限させられたりやめさせられたりする。

6. 不十分で不適切で柔軟性のない資金提供

49. 世界的に、女性団体と女性と女兒に関連するプログラム形成は、不相応に資金提供不足である。近年、女性の権利のための資金提供にはかなりの削減があり、危機の状況では、若い女性と女兒のための緊急事態保護の資金提供は絶対に必要であるにも関わらず、女性の権利のための資金提供は、まず削減されるものの中にある。女兒と若い女性は、その団体の登録の欠如、特にこれらに対象を絞った柔軟で、維持される、核心となる資金提供の欠如、未登録の女兒と青年主導の団体への資金提供の制約、もし未成年であるならば、資金を受け取るための銀行口座開設の不可能性、限られた団体としての能力と提案を開発し、ドナーの要件に応えるために必要な特別な技術、時間、支援の欠如のようなそのアクティビズムのための資金提供にアクセスすることに対する追加の障害に直面している。さらに、若いフェミニスト団体の間で行われた調査によれば、資金提供者とその優先問題と

の間の調整が欠如している。利用できる資金提供メカニズムは、あまりにも厳しく、多くの女兒と若い女性の運動が取っている重なり合う取り組みを認めず、支援せず、むしろ人権問題に対する「サイロ化した」取組を取っている。場合によっては、若いフェミニスト団体と運動は、ジェンダー平等のための資金提供を配分するためにドナーが用いている「女性の権利団体」のカテゴリーに当たらないのかも知れない。

50. その結果、女兒と若い女性の団体の中には、自分たちが生み出した活動と会費を集めることから資金を引き出しているところもあるが、これが会費を支払う余裕のない者にとっての参画に対する障害となっている。場合によっては、比較的大きな団体が自分たちのアジェンダーを押し付けることで、団体間の不平等な力関係を仮定すれば、その活動の自治をこのメカニズムが制限するかも知れないが、彼らは傘となる団体を通して資金にアクセスする。女兒と若い女性の活動家は、このようにしてしばしば互助とネットワークの間で生み出される非財政資源に頼っている。

E. 女兒と若い女性のアクティヴィズムの推進と保護

51. 国家には、公的生活への参画の権利、意見と表現の自由への権利、集会と結社の自由への権利の行使として、アクティヴィズムを尊重するのみならず、女兒と若い女性のアクティヴィズムとこれに伴う人権の完全享受を妨げる構造的・組織的障害を積極的に除去する責務がある。これは、女兒と若い女性のアクティヴィズムのための機能的環境を保障し、意思決定プロセス、直接彼女たちに影響を及ぼす意思決定プロセスへの包摂と参画を推進し保障するに必要な枠組みを生み出す国家とその他の行為者の責務となる。

1. 機能的要因と環境を醸成し高める

52. 女兒と若い女性のアクティヴィズムが繁栄できる安全で機能的な環境を醸成することにはいくつかの要因が貢献する。これらには、良好な社会経済的条件、献身的で柔軟な資金提供、協働とネットワーク作りの機会の存在とスペースの共同創設、他の活動家、団体、との平等な連帯の構築、二方向の交流、指導、スキル開発の形態での支援、家族と地域社会の支援、インターネットへの平等なアクセス、質の高い教育への権利の平等な享受、性と生殖に関する健康と権利の尊重、若い女性と女兒の参画を得て開発されてきた適切な規範的、制度的枠組みを通じた直接的で意味ある参画が含まれる。

運動・組織・世代内とこれにわたる協働の促進と連帯の構築

53. 女兒と若い女性は、しばしば、そのアクティヴィズムを始め、追及し、強化し、その発言権を増幅するために、特に重要なその他の行為者と運動との協働と支援を考慮している。協議会中の参加者の一人が述べたように、「私たちは、尊重、調和、人権への配慮という基盤から団結する時、驚くべきことを達成します。」国際・地方の NGO は、ネットワーク作り、同輩間での経験の分かち合い、連帯と包括的保護、ケアと福利、意思決定者との関り、並びに指導者プログラムを含めた意識啓発と能力開発のための機会のためのプラッ

トフォームを提供する際に、カギとなる役割を果たす。ある女兒と若い女性にとっては国際 NGO の作業にかかわることは、脅しとハラスメントからのより多くの保護を確保する際に、役立った。

54. 市民社会団体によって組織される意識啓発及びその他の活動への参加または教員や親から受ける奨励も、女兒と若い女性のアクティビズムを推進し、維持する際に、重要な役割を果たしている。さらに、経験、戦略、課題、闘いを分かち合うために若い活動家と関わり、お互いを支援し、より幅広いフェミニスト団体とネットワークと運動にかかわる機会は、そのアクティビズムの開発の基本的側面として言及された。ある活動家が述べたように、「私を助けたのは、私が独りではないことを知ったことでした。」

55. 相互の尊重に基づく世代間対話と指導計画は、彼女たちが興味を抱く問題についてもっと多くのことを学び、ロール・モデルを探すために成人と向き合う時、公的・政治的生活にかかわる女性と若い女性の動機を強化するために極めて重要であると考えられている。例えば、アジア太平洋地域では、世代間対話のためのプラットフォームが女性フォーラムと若い女性のフォーラムを通して設立されてきたが、これが、世代間の女性のリーダーシップ・プログラムの創設に繋がってきた。しかし、状況によっては、世代間対話の欠如が、依然として主要な課題である。女兒の中には、地域社会の女性は知識と経験を伝えるために女兒と関わる時間がないことが多いの述べた者もあった。またある者は、場合によっては、女性は比較的若い世代よりも家父長的規範に逆らいたくないのかも知れないとも考えていた。

56. 国内人権機関との関りとこれからの支援も、特に女兒と若い女性がおどし、報復またはその他の人権侵害に直面する時、彼女たちのアクティビズムを維持する際に重要な役割を果たす。残念なことに、多くの場合、女兒と若い女性にはそのようなメカニズムとその作業方法の存在についての知識が限られている。若い女性と女兒のためにそのようなメカニズムとの関りを促進する特別なチャンネルもしばしば欠如している。

家族と地域社会の支援を推進する

57. 両親、家族、ケア提供者の奨励と支援は、多くの女兒と若い女性にとって公的・政治的生活への関りを可能にするものである。公的・政治的生活に参画する権利を含め、女兒と若い女性の人権に対する成人の理解と意識が極めて重要である。子どもの権利委員会が強調したように、「思春期の若者が自分の生活と周りの人々の生活に対してさらに責任を持つことができるように、成人が指導者・促進者となることができるような支援が必要とされる。」子どもにはその権利をどのように行使し、害悪から自分を守ることを含め、彼らをエンパワーすることを目的とするガイダンスを受ける権利がある。

58. 家族と地域社会は、しばしば、その役割に支援を必要とし、これが、適切な水準の生活、仕事、社会保障、正しく良好な労働条件の享受、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利のような経済的・社会的・文化的権利の享受の不足に対処するこ

とを目的とする介入も含む必要があるかも知れない。資金、富、特権への個人的アクセスは、しばしば実際には、アクティビズムにかかわることのできる者と取り残される者との間の分水嶺となる。不利な周縁化された集団に属している女兒と若い女性は、しばしば十分に耳を傾けてもらえない。作業部会が開催した協議会中に、多くの活動家は、奨学金を受けたこと、個人的スポンサーからの支援、または NGO 内の専門的地位の重要性に言及した。

ジェンダー関連のデジタル格差を埋める

59. 上記のように、女兒と若い女性は、そのアクティビズムのためにインターネットとソーシャル・メディアをますます利用しており、これが、意見を聞いてもらう重要な機会を彼女たちに提供している。差別なくすべての女兒と若い女性に技術へのアクセスを提供することは、このようにそのアクティビズムのカギとなる要因である。しかし特に農山漁村の恵まれない地域の多くの女兒と若い女性は、これへのアクセス(物理的に器具または受信にも、どのようにオンラインに入るかを知る点でも)を欠いており、デジタルの安心と安全を含め、十分なデジタル識字を有していない。一般的に、世界的に女性よりも多くの男性がインターネットを利用している。社会経済的格差とその不相応なジェンダー・インパクトと共に、デジタル格差は、COVID-19 の流行中に深まり、これが家庭で限られた設備を持つ女兒と若い女性のオンラインのアクティビズムを制限してきた。国家は、女兒と若い女性とその意見を表明するデジタルの手段に対する認識とアクセスを推進し、訓練と支援を提供するよう期待される。

質の高い教育への平等な権利の共助を保障する

60. 包摂的で、文化的に適切で、質の高い教育への平等なアクセスは、女兒と若い女性のアクティビズムを可能にするための中核である。人権に関する教えを含み、ジェンダー化した社会規範と差別的な固定観念の有害なインパクトに対する理解を推進し、批判的な思考スキル、エンパワーメント及び連帯の発展を支援する学校のカリキュラムは極めて重要である。上に述べたように、教育施設は、しばしば女兒と若い女性が意思決定プロセスと集団的行動に関り、リーダーシップと公的に発言するスキルを発達させ、自身をつけることのできる初めての環境である。しかし、多くの場合、子どもたち、特に女兒は、受動的な受け手であることが期待され、学校でのその公的生活への関りは、支援されない。

2. ジェンダーと年齢に配慮した規範的で制度的枠組身を構築する

国内レヴェル

61. 地域によっては、公的・政治的生活への女兒と若い女性を含めた子どもと青年の関りを推進し、保障し、そのアクティビズムを支えるために、様々な枠組みが設立されてきたところもある。国々の中には、関係する意思決定プロセスに参画する子どもと青年の権利を明確に熟考し、その参画を奨励する特別措置の採用を規定する明確な法律を採用して

きたところもある。これらには、青年の活動とプロジェクトのための資金とスペースの配分を規定している東欧のある国の法律、政党がその選挙人名簿に、18歳から29歳までの青年の少なくとも25%を含めることとすると規定しているあるラテンアメリカの国の法律が含まれる。法律の中には、女兒と若い女性の参画の機会を提供している子どもと思春期の若者参画のための永久メカニズムを設立する責務を規定しているものもある。

62. また場合によっては、子どもと若者に関する決定に彼らが発言することを保障する目標を定め必要な技術訓練を提供することを含め、その参画のための支援的環境の醸成を考慮している西欧のある国の戦略のように、意思決定に子どもと若者の参画を推進するために、献身的なプログラム、政策、戦略が採択されてきた。献身的な制度的枠組みは、戦略を伴い、これらの措置はしばしばジェンダーと女兒と若い女性に特に重点を置いているわけではないが、例えば青年会議、青年議会を含んでいる。

63. 欧州委員会の調査で、子ども会議と青年会議は、政治生活に直接子どもを巻き込む最も広がったメカニズムであることがわかった。例えば、ある西欧の国では、青年会議を有することが全ての地方自治体の責務であり、これには少なくとも40%の女兒と若い女性の代表者がいなくてはならない。青年会議は、アフリカやアジアの国々でも設立されてきている。

64. いくつかのイニシアチヴが、国の独立した人権メカニズムとの女兒を含めた子どもと若者の関りを推進するためにも取られてきた。例えば、あるラテンアメリカの国の国内人権委員会は、権利侵害について子どもと思春期の若者が直接苦情を提出できるようにするために内部規則を改正し、相談と意識啓発のためのプログラムを進めてきた。

65. 女兒と若い女性のアクティヴィズムを推進するために設置されてきた枠組みの中にも助成金計画とリーダーシップと能力開発プログラムがある。例えば、あるアフリカの国では、いくつかの省庁が女兒のためのリーダーシップ技術開発プログラムを実施しており、これは、ジェンダー平等と女性と女兒の権利に関する公共政策の企画・実施・監視・評価にその関わりを奨励することを目的としている。ある東欧の国では、「未来の英雄」と呼ばれるロール・モデルが主導するプログラムが、14歳から17歳までの女兒のためのリーダーシップと起業技術を育成するために実施された。国々の中には青年団体を支援するために、助成金計画を設立したところもある。

国際レベル

66. 国際人権機関も、ますます子どもをかかわらせている。子どもの権利委員会は、今では、その人権の侵害に関して子どもから通報を受けるかも知れず、その作業の様々な側面に子どもの参画を奨励している。委員会は交流する子どものために安全で子どもに優しい環境を保障する子ども保護手続きも採択してきた。同様に、地域レベルで、米州人権制度は、公聴会と現地訪問に女兒と若い女性をかかわらせ、彼女たちとの特別会議を手配した。アフリカの制度では、アフリカ子どもの日に行われた討論が、女兒と若い活動家と関

わるプラットフォームを提供している。作業部会もその国別訪問中に女兒と若い女性に会ってきた。

67. 国際レベルでの女兒と若い女性を含めた子どもと若者の参画も、他のメカニズムを通して推進されている。例えば、ジュネーブでは、国連への代表部の中には、報告書の作成に女兒と若い女性をかかわらせたり、普遍的定期的レビュー中に他国への勧告を出す前に彼女たちと相談したりしているところもある。東欧・西欧諸国の中には、国連または欧州連合への代表団に若い人々を含めているところもある。あるラテン・アメリカの国では、国内世代間平等会議(Consejo Nacional para la Igualdad Intergeracional)の国内会議が、汎米子ども会議のような地域機関に子ども代表の参画を推進している。

III. 結論と勧告

A. 結論

68. 世界中の女兒と若い女性は、人権擁護者であり、変革の担い手として、重要な役割を果たしている。彼女たちの多くは、社会を変革することを目的とするイニシアティブの最前線にあり、またある者は、効果的に動員し、影響を及ぼす場所を見つけようと努力している。彼女たちは、より民主的でより公正な社会のための闘いの不可欠の部分であり、そのアクティビズムはジェンダー平等と人権の推進へのユニークな貢献をもたらしてきた。

69. 政治的・公的生活に参画する女兒と若い女性の権利は国際人権法で保障されている。これは、国家がそのアクティビズムを可能にし、その参画を禁じ、危険にさらす構造的障害を除去する拘束力のある法的責務を生じさせる。女兒と若い女性は、その年齢とジェンダーとその他の特徴を考慮して、その権利の実現を保障する特別措置に対しても資格がある。

70. 女兒の活動家は、公的・政治的活動に参画する子どもの権利をめぐる共通の誤解、その自治への制限、その利益に対する配慮の欠如、温情主義的管理と様々なプロセスへの表面的で形式的な関りのために特別な課題に直面している。さらなる障害には、周縁化と排除、貧困、教育へのアクセスの欠如、安心安全の欠如、私的・公的領域での敵意ある環境、及び資金の欠如と相俟って、これに限られるわけではないが、人種、民族性、健康状態、性的指向、性自認、深く根付いた構造的でジェンダーと年齢に基づく差別を含めたその他の形態の差別によってしばしば悪化する深く根付いた構造的なジェンダーと年齢に基づく差別が含まれる。

71. COVID-19 の破壊的な結果を超えて、紛争と強制移動、気候変動、自然災害、急激な社会経済的不平等、政治的不安定と広がったデジタル化によって引き起こされる危機が、女兒と若い女性とそのアクティビズムを行使する可能性にかなりのインパクトを与えてきた。しかし、その環境が、新しい課題のみならず新しい機会も生み出してきた。

72. ありゆる領域、つまり家庭生活と文化生活、経済的・社会的な生活、政治的・公的生活、性と生殖に関する健康を含めた安全と健康における女兒と若い女性の平等権と機会は、そのアクティビズムにとっての機能的で正しい環境を生み出すための基盤である。すべての女兒と若い女性の尊厳と働きが、脅しと暴力と報復から守られることを保障し、直面する構造的障害と組織的な不利な条件を除去する具体的手段を取りつつ、認められ、積極的に推進され、支援され、保護されなければならない。彼女たちは幼いころより人権について相当に教えられ、あらゆる分野に積極的に関わって、自分自身の生活と公的問題に積極的な参画者となるためにエンパワーされるべきである。

73. 適切な技術的・財政的資源への維持されるアクセス、支援的なネットワーク、暴力からの自由、自己ケアと集団的ケアの機会、報復からの保護は、依然として女兒と若い女性のアクティビズムが栄える基本のままである。市民のスペースに参画するその能力は、その表現、集会、結社の自由への権利を確保する保証と相俟って、家庭、地域社会、学校、職場に向けた統合力のある統合された一連の社会経済政策に依存している。身体的・精神的健康とその個人的・集団的行動と経済的生存は彼女たちの発展と生存する能力にとっての基本である。

74. 変革的行動に貢献しようとするそのその試みで、女兒と若い女性が直面する数多くの障害の根本原因は、国家と全ての関係するステイクホルダーによる対象を絞った措置をして取り込まれるべきである。ジェンダーに対応し、重なり合っている子どもの権利を中心とした包括的な人権に基づく取り組みを採用することは、女兒と若い女性のアクティビズムのための持続可能な環境を保障することによって極めて重要である。開催した協議会中に作業部会に告げられたように、「当局は若い活動家の声をもっと支援するべきであり、これを黙らせたり過小評価しないで、エンパワーし、変革を生むプラットフォームとしてこれを利用するべきである。」

B. 勧告

75. 国家は、女兒と若い女性がそのアクティビズムを行使し、彼女たちに関連する全ての事柄に関して、自由に平等に完全に意味あるようにその見解を表明できる、女兒と若い女性の活動家のための安全で、機能的なスペースを生み出す全ての適切な措置を取るべきである。これを達成するために、国家は以下を行うべきである：

(a) 私的生活であろうと、公的生活であろうと、あらゆる形態の差別、おどしまたは報復に対して女兒と若い女性活動家を守る効果的な保護制度を設置し、保護措置が、そのアクティビズムの範囲を狭めるために用いられないことを保障すること。

(b) すべての女兒と若い活動家とその自治と働きを行使し、その市民的・政治的権利を行使するよう推進し、保護し、エンパワーする際に、その役割を果たすことができるように、裁判官、政府の役人、その他の関連専門家のみならず、女兒と若い女性活動家の家族、ケア提供者、地域社会、教育者、教育施設を奨励し、支援と訓練を提供すること。

(c) 女兒と若い女性活動家が主導する運動構築を支援し、女兒が主導する若いフェミニストのネットワークと協会の結成に投資し、彼女たちが政策と規範設定プロセスに影響を与えることのできる参加型の構造とメカニズムを生み出すことにより、彼女たちがそのアクティヴィズム追求し、強化することができるようにすること。

(d) 国内レベルの枠組みが、女兒と若い女性の活動家が差別なく自由に安全に振る舞うことを認め、可能にすることを保障すること。これには特に以下が含まれる：

(i) 女兒と若い女性活動家はその自治と働きを行使することができるように、家庭、地域社会、制度内で差別を永続化する法律と慣行を撤廃すること。

(ii) 女兒と若い女性はその市民的・政治的権利を行使することに対する年齢に基づく差別的な法的障害を除去し、いかなる制限も国際人権法に沿っていることを保障し、結社の登録及び銀行口座の開設のための年齢を引き下げることが検討すること。

(iii) 公的・政治的生活に参画し、表現・結社集会の自由に参画し、そのあらゆる多様性に対処するジェンダーと年齢に配慮した重なり合う取り組みを統合して、情報にアクセスする女兒と若い女性の権利を尊重し、保護し、成就する包括的な国内法と政策を採用すること。

(iv) 有害な慣行と固定観念、ジェンダーに基づく暴力、質の高い教育へのアクセスに対する障害、避妊法と中絶ケアを含めた性と生殖に関する健康情報、品物、サービスに関するタブーと制限を除去し、家事責任の不相応な重荷を除去することを含め、そのアクティヴィズムに対する固有の障害を除去することを特に対象とする法律と政策を採用し、実施すること。

(v) 人的資源・技術資源・財政資金を配分することにより、女兒と若い女性のアクティヴィズムを推進することを特に目的とする法律と政策の効果的実施を導入し保障すること。

(vi) 女兒と若い活動家に対する重複し、重なり合う形態の差別に対処し、彼女たちが直面する構造的障害を除去するために、法律と政策とプログラムに効果的取り組みを組み入れること。

(e) ジェンダーと年齢に配慮して建設的に、子ども議会やその他の子どもの参画が可能なメカニズムのように、正規のメカニズムと機関を含め、女兒と若い女性活動家の見解が相対的に配慮されるプラットフォーム、プロセス、構造を生み出し、強化し、法律と政策を採用し、実施し、見直す際に、そのような見解が顧慮に入れられることを保障すること。

(f) 以下を通して、女兒と若い女性の活動家にアクセスできる効果的な救済策があることを保障すること：

(i) 女兒と若い女性活動家の権利を侵害している伝統的・宗教的指導者を含め、国家公務

員、家族、地域社会のメンバーの説明責任を保障する努力を強化すること。

(ii) そのアクティビズムに関連する報復、暴力、虐待を通報し、身体的・心理的虐待に対して支援とケアを受ける重なり合い、安全で、年齢・障害・ジェンダーに配慮したメカニズムへのアクセスを確保すること。

(iii) 重なりあう視点から人権侵害に対処し、通報手続きに関して、「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」を批准することにより、国際的な苦情処理手続きへのアクセスを促進する子どもに優しい、ジェンダーに対応した苦情処理メカニズムを促進すること。

(g) そのアクティビズムを育成し行使できるようにする言語的にアクセスでき、文化的に配慮した措置を含め、包括的で、無料で、アクセスでき、年齢と障害とジェンダーに配慮した情報をすべての女兒と若い女性に提供すること。

76. 国家、民間の会社及び関係するすべてのステイクホルダーは、以下により、オンラインのアクセスと安全を保障する適切な措置を取るべきである:

(a) 女兒と若い女性のアクティビズムのための安全で包摂的なオンラインのプラットフォームを促進し、アクセス可能性を促進するためにサービス・プロヴァイダーの説明責任を保障すること。

(b) ジェンダー関連のデジタル格差とある集団の女兒と若い女性の活動家のデジタル排除と取り組むプログラムに投資することにより、女兒と若い女性の活動家にデジタル技術のアクセス可能性と料金の手頃さを拡大すること。

(c) コンテンツをチェックし不適切なものを除去する作業と通報メカニズム、加害者の制裁とオンラインのジェンダーと年齢に関連する差別と暴力に対処する信頼できる情報の提供を含め、効果的な規制枠組みを生み出すことにより、特に女兒と若い女性のための安全なオンライン環境を育成する措置を取ること。

77. 市民社会団体は、女兒と若い女性のアクティビズムを育成し、相互の尊重、連帯、多様性に基づいて、その協働を推進するべきである。特に市民社会団体は、以下を行うべきである:

(a) 女兒と若い女性の団体のために、そのイニシアティブを支援し、指導力を発展させることを含め、多様な形態で包摂的に活動するスペースを促進すること。

(b) アクティビズムにおける関連する女性のロール・モデルを提供することを含め、成人と比較的若い活動家の間の対話と協働を支援すること。

(c) パートナーシップのエンパワーメントの立案と実施を通して、女兒と若い女性活動家のための意思決定者、資金提供、訓練、ネットワーク作り、自己ケア・プログラムへのアクセスを促進すること。

(d)地域社会の支援制度を育成し、女兒と若い女性はその権利を行為する際に、彼女たちをどのように支援しエンパワーするかに関して、家族、地域社会、教員のための訓練プログラムを開発することを含め、女兒と若い女性のアクティヴズムに対する意識を啓発すること。

78. 子どもオンブズパーソンを含めた国際人権機関は、女兒と若い女性の活動家の推進、保護、エンパワーメントに向けて、以下の責任を果たすべきである：

(a)彼女たちの制度的マネートと作業についての情報を普及し、訓練と人権教育において女兒と若い女性活動家を支援すること。

(b)女兒と若い人権擁護者の作業を推進し、社会における彼女たちの積極的役割について一般の人々、当局、ステイクホルダーを教育すること。

(c)子ども・若者・ジェンダーを中心とした取り組みを通して、女兒と若い女性と密接に協力すること。

(d)人権侵害の通報と救済策を求めることへのアクセスを促進すること。

79. ドナーは、様々な方法で、女兒と若い女性の活動家をエンパワーし、支援する措置を採用すべきである。特別措置は以下を含むべきである：

(a)団体の自治を尊重しつつ、女兒主導・青年主導の草の根の団体と運動に直接的または間接的に、財政的または非財政的資源を提供するために献身的な資金提供を整理統合することにより、女兒と青年のネットワークに投資すること。

(b)自己ケア・集団ケアのための共通の助成金と資金提供に共同応募する機会を含め、女兒と若い女性が主導する団体と無登録の草の根のネットワークのための柔軟な資金提供パッケージと助成金応募と報告プロセスを制度化すると。

(c)助成金及びその他の活動の企画と実施に、女兒と若い女性の活動家の見解と利益と意思決定の役割を統合するためのプロセスを設置すること。

80. 国連は、以下の方法で、女兒と若い女性のアクティヴィズムを推進すべきである：

(a)人権機関は、以下を優先すべきである：

(i)その作業全体を通して、ジェンダーと子どもの権利と青年に配慮した取組を主流化し、その作業のための適切な資金提供を確保すること。

(ii)女兒と若い女性活動家が審議と意思決定に定期的に意味あるように包摂的に関わることを保障し、その関わりが維持され、形ばかりではない子どもと若者に優してプラットフォームのプロセスを制度化し強化すること。

(iii)女兒と若い女性に対応した言語を用い、隠語を避け、すべての女兒と若い女性にとっ

て明確でアクセスできるコミュニケーションを導入すること。

(iv) 女兒と若い女性活動家はそのメカニズムと効果的に関わるができるように、人権制度に関する年齢にふさわしい、アクセスできる、時宜を得た情報を利用できるようにすること。

(b) 国連機関は、柔軟性のある包摂的方法で、女兒主導・青年主導の草の根に、直接的にまたは間接的に、内部能力を築き、必要な技術的・財政的資源を配分することにより、必要な安全を伴って差別なく、女兒と若い女性活動家が、国連メカニズムとスペースにアクセスできることを保障しなければならない。

81. 両親、家族、地域社会のメンバーは、女兒と若い女性のアクティヴィズムを推進し、エンパワーし、積極的に支援するべきである。彼らはその責務についての情報を求め、その見解と公的領域への参画のためのスペースを育成するように女兒と若い女性の働き、貢献、能力を認め、尊重し、育成するようにその親としてのまたは監督の権威を行使するべきである。

国連人権高等弁務官年次報告書(A/HRC/50/4)

I. 序論

1. 本報告書は、総会決議 48/141 に従って提出され、2021 年 7 月 1 日から 2022 年 3 月 15 日まで行われたジュネーブとニューヨークの本部と現地での国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の作業の全体像を含んでいる。OHCHR は、2022 年 3 月現在、世界中で 103 の人権現地駐在を有していた。報告期間の調整された長さは、人権理事会の年次作業計画の変更のためである。報告書は、2021 年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの OHCHR の活動の全体像が含まれている総会への高等弁務官の報告書(A/76/36)と関連付けて読まれるべきである。

2. COVID-19 の流行は、「2030 アジェンダ」の実施に対する前例のない割合の課題を表しており、人権に根をおろしていない時に開発プロセスの脆弱性を示してきた。ますます広がる回復が、多くの国々での市民のスペースの縮小と相俟って、驚異的傾向となっている。流行病の状況で、OHCHR は、「事務総長の人権のための行動の呼びかけ」と「事務総長の我々の共通のアジェンダ」報告書に反映されているように、人権が持続可能な回復のための包括的な青写真を提供していることを強調し、人権が経済を強化することに向けた運動を要請してきた。

3. COVID-19 の流行は、OHCHR がそのマンデートを果たすことのできる方法にインパクトを与え続けたが、事務所はオンラインの監視ツールとハイブリッド会議の強化された利用のよような異なったモダリティを利用することにより、依然として制約に適合できた。

4. OHCHR は、差し迫った政治的・社会的・経済的課題を解決するために、人権メカニズムの効果的利用を支援した。OHCHR は、26 の会期中に遠隔のハイブリッドのフォーマットで、国連人権メカニズムの継続する機能を支援し、そのマンデートを果たし続け、45 の締約国の報告書の見直しという結果となり、人権保護格差を避けた。事務所は防止、保護、平和維持、持続可能な開発及び平和と安全保障を支援して、これらメカニズムをその他のプロセスとよりよく関連付けるイニシャティブも取った。

5. OHCHR は、テーマ別ガイダンス・メモ、アドヴォカシー、技術協力及び経験の分かち合いを通して、効果的で包摂的な回復を確保するために、COVID-19 に対する国の対応における人権基準を推進した。OHCHR は、政府機関、国内人権機関、市民社会団体 (CSOs) 及び国連行為者と密接に協力した。例えば、OHCHR は、COVID-19 対応計画で誰も取り残さないために保護におけ格差を明らかにし、マクロ経済の視点からを含め、経済的・社会的権利の統合を強化して、回復ニーズ評価を主導した。OHCHR は、人権分析と「国連共通国別分析と協力枠組み」への助言に貢献し、「国内開発プロセス」に貢献した。

6. OHCHR は、国レベルでの人権の統合を強化する命令のみならず、人権に対するシステム全体にわたる責任を保障する呼びかけと共に、事務総長の「最も高い野望: 人権のための行動の呼びかけ」(「行動の呼びかけ」または C2A) の実施を優先し続けた。人権事務総長補は、「行動の呼びかけ」の事業化を指導するために、事務総長執行事務所の政策事務次長と密接に協力して来た。その夢と核心となる原則を目に見える行動に変えるために、重要な進歩が遂げられてきた。C2A は、7 つのテーマ別領域で国連システムをまとめ、国連機関全体にわたって真のコミットメントを生み出してきたが、これが国レベルで、政策統合と一致した行動を推進するために立案されたツール、ガイダンス、アドヴォカシーを開発した。EOSG(事務総長執行事務所)との協働で、OHCHR は、人々の生活に良好なインパクトを与える目的で最も重要な人権問題に対処する具体的な行動を明らかにすることに重点を置いて、国連現地事務所が「行動の呼びかけ」の実施推進するために、適切に支援され、装備されることを保障する機関間努力を支援し続けた。OHCHR は、「行動の呼びかけ」「事務総長の私たちの共通のアジェンダ」の間の相乗作用を特にめぐって、意識を啓発し、勢いを継続するために、加盟国、CSOs 及び他のステイクホルダーへのアウトリーチを行い続けた。

II. 高等弁務官事務所の活動

A. 国際人権メカニズム

1. 条約機関

7. OHCHR が支援する 10 の条約機関は、2021 年 9 月まで、マンデートを与えられたオンラインの作業を行わなければならない、予定された完全な会議時間に集まることができな

った。締約国とステイクホルダーの参画に課された課題に加えて、これは、条約機関の能力をはるかに超えて、2022年3月15日現在、レビューを待っている434本の増加する積み残しという結果となった。

8. 移動労働者に関する委員会は、恣意的拘束からの自由に関する移動者の権利に関して、一般コメント第5号(2021年)を採択し、子どもの権利委員会は、流行病のインパクトに対処して、デジタル環境に関連する子どもの権利に関して、一般コメント第25号(2021年)を採択した。拷問防止小委員会は、ブラジルへのミッションで、現場訪問を再開した。強制失踪に関する委員会(CED)は、初めての国別訪問、つまりメキシコを行った。

9. 「拷問及びその他の残酷かつ非人間的、または品位を落とす扱いまたは懲罰を禁止する条約」の「選択議定書」に従って、設立された特別基金を通じた助成金は、12か国で国内防止メカニズムとNGOによって実施されている16の拷問防止プロジェクトに授与された。

10. OHCHRの能力構築プログラムは、条約機関と関わるために数か国及びその他のステイクホルダーを支援し、通報とフォローアップの国内メカニズムからの好事例の交換を育成するために最初の地域協議会を開催した。

2. 人権理事会

11. ヴァーチャルとハイブリッドのモダリティを通して、OHCHRは、3つの定例会期と3つの特別会期(アフガニスタンの重大な人権問題と状況、スーダンの継続中の状況の人権の意味合い、エチオピアの重大な人権状況)並びにウクライナに関する緊急討論を開催する際に、人権理事会を支援した。OHCHRは、人権理事会によって採択された既存の効率措置を実施するために、人権理事会議長職の努力を支援し続けた。

12. 人権理事会の作業で、後発開発途上国(LDCs)と小島嶼開発途上国(AIDS)の参画を支援するための任意の技術支援信託基金は、19名の代表(女性11名、男性8名)の参画を支援した。12月に基金は、アジア地域のためのヴァーチャル・ワークショップとオンラインの誘導コースも開催した。

13. OHCHRは、人権理事会によって設立された、ベラルーシ、エチオピア、リビア、ミャンマー、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地、イスラエル。スリランカ、南スーダン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国に関する調査、説明責任マンデート並びにコンゴ民主共和国全土にわたるカサイに関する国際専門家チームのマンデートを支援した。機関それぞれの職員の配置は、事務局の一部としての事務所の複雑な財政状況の影響を受けてきた。2月に、OHCHRは、法律施行の状況で、人種的正義と平等を推進するために、新しい国際独立専門家メカニズムの第一回会期を支援した(A/HRC/RES/47/21)。

3. 普遍的定期的レビュー

14. OHCHR は、2021 年 7 月と 9 月、2022 年 3 月の普遍的定期的レビューの成果の理事会による採択と 2021 年 11 月と 2022 年 1 月のハイブリッド形式での普遍的定期的レビューに関する作業部会の開催を支援した。普遍的定期的レビューの実施における財政・技術支援のための任意基金は、21 か国での技術協力活動を支援した。OHCHR は、ブラジル、ブルンディ、ハイティ、ホンデュラス、リベリア、ニジェール、タンザニア、トリニダード・トバゴ、スリナム及びヴェネズエラを含め、普遍的定期的レビューのための報告書の準備において、各国政府、国内人権機関、市民社会団体、国連国別チームを支援した。

4. 特別手続き

15. OHCHR は、平和と安全保障、平和構築と防止、「人権のための行動の呼びかけ」、及び「我々の共通のアジェンダー」に関して「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施に関連するものを含め、国連プロセスへの 58 の特別手続きとその調整委員会の関りを支援した。OHCHR は、すべてのマンデートを与えられた活動、特に国別訪問を再開する際にマンデート保持者を支援した。マンデート保持者の活動と業績の全体像は、文書 A/HRC/49/82 及び A/HRC/49/82/Add.1 で見ることができる。OHCHR は、特別手続きに導かれた変化とインパクトを説明する例を編集し続け、人権侵害と虐待の防止への特別手続きの貢献を説明する調査を示した。

5. 人権メカニズムの作業のフォローアップ

16. OHCHR と UNDP(国連開発計画)が共同で生み出した、あらゆる言語で利用できる [UN ミッション長のための UPR\(普遍的定期的レビュー\)実用ガイドンス](#)と [UPR プロセスがいかに持続可能な開発を支援しているかに関する新国連好事例集](#)を通して、SDGs を達成する努力に UPR の勧告を統合するために加盟国と国連機関との協力が継続した。UNHCR は、列国議会同盟とフランス語圏国際団体(OIF)と密接に協力して、UPR のあらゆる段階にかかわる議員の能力を強化した。

17. OHCHR は、ブラジル、コスタリカ、ドミニカ共和国、エジプト、エチオピア、エルサルバドル、ホンデュラス、マダガスカル、モザンビーク、パナマ、トリニダード・トバゴ、南スーダン、スーダン及びスリナムを含め、国内人権機関、議員、市民社会団体、国連国別チームの国連人権メカニズムとの関りを強化するために能力強化活動を指導し、MENA(中東・北アフリカ)地域の加盟国と初めての地域協議会を開催した。UPR 実施任意基金は、ブラジルで報告とフォローアップのため、ガイアナで国内人権行動計画作成のための国内メカニズムの設立を支援した。

18. OHCHR は、第 76 回総会の作業、特に OHCHR の責任の下で準備された 92 本の報告書を検討する第三委員会の作業を支援した。OHCHR は、人権メカニズム、人権高等弁務官、人権理事会議長との 67 の意見交換対話にもかかわった。

6. 人道基金

19. 2022 年の応募の呼びかけの下で、現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金と拷問被害者国連任意信託基金は、それぞれ、33 か国の 17,000 名の被害者を支援する 43 のプロジェクトと 91 か国で 47,000 名の被害者を支援する 188 のプロジェクトに対して年次助成金を授与した。

B. 開発

1. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と「持続可能な開発目標」

20. COVID-19 によってもたらされた停滞の状況で、OHCHR は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に基づいて、開発への人権と人権に基づく取り組み(HRBA)を強化するために、国に重点を置いた助言を増やした。OHCHR は、よりグリーンでより包摂的な回復に向けて、人権分析的コンテンツと 61 の共通の国別分析(CCA)と国連持続可能な開発協力枠組み(UNSDCF)プロセスのための政策で、国連現地駐在を支援した。OHCHR は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、エルサルヴァドル、エスワティニ、ギニアビサウ、ジャマイカ、ヨルダン、ルワンダ及びサウディアラビアを含めたいくつかの国々で、任意の国内見直しプロセスにも支援を提供した。

21. OHCHR は、赤道ギニア、エスワティニ、ギニアビサウ、ヨルダン、ルワンダ及びサウディアラビアの任意の国内見直しで人権の統合に関する「知識交換ブックレット」を利用し、普及した。

22. OHCHR と UNDP は、周縁化された脆弱な集団に関する分類指標とデータを含め、SDGs と防止に関する国連国別チームと国内人権機関の能力を強化するための合同プロジェクトを開始した。OHCHR は、好事例に関する交換を推進し、ケニア、コソヴォ、リベリア、メキシコ、パレスチナ被占領地及びウガンダですでに署名されたマウスコンピュータに加えて、アルバニア、ヨルダン、モルドヴァ、モンゴル、フィリピンで、国内人権機関、国内統計局、その他の関連ステイクホルダーの間で、「理解覚え書き」の署名を支援した。

23. OHCHR は、国連カストディアン機関と地域統計委員会を訓練し、測定できる変革を生み出し、SDG10 と SDG16 がいかに SDGs に対して分野横断的であるかについて理解を高めるために、好事例を収集した。OHCHR は、カーボヴェルデ、エルサルヴァドル、カザフスタン、ケニア、タンザニア、チュニジア、トーゴ及びソマリアで SDG16 の調査イニシアティブを試した。UNDP、エルサルヴァドル、UNODC(国連麻薬犯罪事務所)及び OHCHR によって開発されたこのツールは、ガヴァナンス、司法へのアクセス、差別、汚職、暴力及び人身取引のテーマ別領域に関して、13 の SDG の 16 の指標に関してデータを収集している。

2. 経済的・社会的・文化的権利

24. OHCHR は、COVID-19 の流行からよりよく立ち直る努力において、加盟国が不平等と取り組み、人権格差に対処する手助けをするために、経済政策への人権の統合を推進し勧告して、当局と関連ステイクホルダーとの関りを継続した。サージ・イニシャティヴの下での拡大された専門知識で、OHCHR は、財政スペースを拡大し、経済的・社会的・文化的権利のために利用できる資金を最大限にするために状況に特化した選択肢で支援しようと努力して、15 か国以上で、マクロ経済と財政政策と公共予算の人権に基づく分析を提供した。これには、人権に基づく社会経済的対応計画を採用する努力において、各国政府に支援を提供することも含まれた。特別な重点が、「我々の共通のアジェンダ」報告書で、事務総長によって要請された人権に根差した新しい社会契約のカギとなる要素である社会保護とユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジに置かれた。OHCHR は、最も周縁化された母集団に利益を与える社会保護措置に関する好事例の分かち合いを含め、世界的な公共財としての COVID-19 ワクチンへの普遍的で公正なアクセスを提唱した。

25. OHCHR は、アゼルバイジャン、ブルンディ、コロンビア、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス、ヨルダン、メキシコ及びセルビアで、保健、住居、上下水道、食料、社会保護のような領域で、重要な技術支援にもかかわった。これには、ブルンディでの個人の所得創出活動と協同組合創出の支援、メキシコでの象徴的事件の文書化が含まれた。OHCHR は、2021 年から 2030 年までの国連健康な高齢化の 10 年の枠組みの下での高齢者差別と年齢差別に対処する省庁間努力を共同主導した。国連水環境機関調整委員会と共に、OHCHR は、上下水道への人権の統合を強化するための道程表の開発を主導した。

26. OHCHR は、人権を推進する際のその役割をさらに強化するために都市地方自治体連合(UCLG)との協力を正規化することを含め、地方自治体とネットワークとの関りを強化した。

3. 開発への権利

27. OHCHR は、COVID-19 の備えと対応と回復において国々間の不平等と不均整に対処する際に、調査を主導し、報告書とツールを生み出し、開発への権利を提唱した。OHCHR のアドヴォカシーは、とりわけ、国際協力と連帯、ワクチンの多国間主義、持続可能な財政、財政・政策スペース、負債救済、違法な資金の流れと技術移転及び開発への権利を気候行動に統合することに重点があった。

28. 高等弁務官は、負債で困っている国々に基本的なサービスを維持するために必要な財政スペースを与えるための負債管理と負債救済に関する緊急行動を要請するためにその発言権を利用した。高等弁務官は、万人のための薬剤へのアクセスを推進するために、COVID-19 の流行が抑制されるまで、「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS)の下での関連する知的財産権の一時的停止を導入することを国々のために提唱した。

29. OHCHR は、ギニアで開発の人権への貢献に関して(7月)、開発への権利と健全な環境への権利との間の相互関連性についてラテンアメリカとカリブ海に関して(12月)ヘルナン・サンタ・クルス対話を開催した。

30. OHCHR は、ワクチンへの普遍的で公正なアクセスを保障し、経済的利益の追求が健康権を上回ってはならないと述べていることを含め、COVID-19 の回復が人権に根差していなければならないという高等弁務官の呼びかけを反映している社会フォーラム(10月)と「相互に利益となる協力」に関する会議(3月)を開催した。事務所は、国連貿易開発会議15に貢献し、国連後発開発途上国会議5の「ドーハ行動計画」への開発の権利、人権及びジェンダー平等の包摂を推進した。

4. 国際財政機関

31. OHCHR は、多国間開発銀行(MDBs)の事業政策、実力行使手続き、説明責任プロセスを強化するために、MDBs、その独立説明責任メカニズム(IAMs)及び市民社会とパートナーを組んで活動した。OHCHR は、アフリカ開発銀行のIAMのための新しい一連の「規則と手続き」を含め、米州開発銀行のための訓練を通して(12月)4つの重要な事業政策の見直しプロセスにおける良好な結果に貢献した。OHCHR は、2月に「開発財政における救済策」と題する報告書を開始し、いまでは実施段階に入りつつある。

32. OHCHR は、米州開発銀行と関わり、ホンデュラスとコロンビアで開発財政機関によって支持されている投資プロジェクトの人権上の危険とインパクトを監視した。

5. 企業と人権

33. OHCHR のガイダンスは、開発財政機関の説明責任政策を含め、政策立案と慣行を形成した。その「企業と人権と技術プロジェクト」を通じた OHCHR の技術会社及びカギとなるステイクホルダーとの関りは、内部政策と慣行における「指導原則」の適用に関する意見交換、能力、意識を高めた。OHCHR の国との関りは、各国政府、企業、国内人権機関、市民社会及び地域社会を含め、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ホンデュラス、リベリア、メキシコ、パナマ及びペルーを含めて、「指導原則」の取り込みを増やした。さらに、多様なステイクホルダーの対話が、OHCHR が支援して、企業と人権に関する国連作業部会によって開催されたジュネーブでの年次世界フォーラムと起業と人権に関する4つの地域フォーラムのおかげで育成されてきた。

6. 環境、気候変動及び人権

34. OHCHR は、人権と COVID-19 の対応と気候変動に関する調査を行い、2020年以降の世界的な生物多様性枠組みの折衝に関り、ポリヴィア、コロンビア、ホンデュラス、メキシコ並びに OHCHR と UNEP(国連環境計画)と市民社会団体が初めての環境人権擁護者フォーラムを共同開催した(11月)アジア太平洋を含め、環境人権擁護者の保護に関する国連

システムの作業を支援した。「国連気候変動枠組み条約」の第 26 回「締約国会議」(COP26)で、OHCHR は、サヘルにおける気候変動と緩和との間の人権の繋がりについての報告書を開始した。「第 6 条」折衝への OHCHR の関りは、「バリ協定」の規則書のテキストの本文への人権の初めての包摂に貢献した。

C. 平和と安全保障

1. 和平ミッションへの支援

35. OHCHR は、UNSMIL(国連リビア支援ミッション)を含め、紛争関連の性暴力(CRSV)に関する訓練を含め、和平ミッションにおける人権の構成要素を支援した。OHCHR は、ジェンダーに配慮した被害者を中心とした説明責任プロセスと CRSV に対する補償に関して、学んだ教訓と好事例を分かち合っ、「上級女性保護顧問」を支援した。OHCHR は、ハイティにおける国連統合事務所のマンダートの独立評価に参画した。OHCHR は、国連平和維持活動において、人権への配慮を強化した。例えば、OHCHR のアドヴォカシーに続いて、MONUSCO(国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション)に関する安全保障理事会決議 2612(2021 年)は、コンゴ民主共和国において、移行司法が平和と安全保障プロセスにおいて不可欠であることを認めている。

2. 人権の相当の注意義務と遵守の枠組み

36. OHCHR は、ハイティとヴェネズエラで、軍と警察の当局と職員に人権に関する技術援助を提供した。OHCHR は、アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、エチオピア、ジョージア、コソヴォ、モルドヴァ、モンテネグロ、北マケドニア、ペルー、セルビア、ソマリア、スーダン、南スーダン及びウクライナで、HRDDP(人権の相当の注意義務政策)の採択と事業化を通して、HRDDP の首尾一貫した実施を支援した。2021 年 12 月に、欧州連合と国連は、アフリカ連合平和支援活動が、国際人権・人道法を順守し、基準を行い、守ることを保障する枠組みの実施において、アフリカ連合を支援する協定に署名した。OHCHR は、国連ミッションの 75,000 名以上の軍人と警察官のための必須の訓練資料で、人権が依然として優先事項であることを保障し、500 名以上のミッション指導者、上級担当官、平和維持訓練者を訓練した。OHCHR は、人権と国際人道法順守枠組みの実施において、サヘルの G5 合同軍も支援し続けた。

3. 防止、早期警告及び緊急事態対応

37. OHCHR は、中米、南米及び中央アフリカのその地域事務所に、3 つの追加の緊急事態対応チームを設立した。OHCHR は、オープンソース分析、データ源評価及び様々な出どころからのデータを吸収し、処理し、つなげる技術能力を高めることにより、防止を強化した。OHCHR は、アフリカ連合の早期警告制度に人権を統合し続けた。

38. 大量殺戮及びその他の残虐犯罪の防止は、OHCHR の提唱活動において依然として優

先事項であった。OHCHR は、協議会を開催し、国際人権責務と公約の各国による実施を支援する技術援助と能力開発の現在のシステム全体にわたる提供と資金調達、及び既存の格差に関する事務総長の報告書に貢献し、これが大量殺戮とその他の残虐犯罪の防止における前進の道に関する勧告を提供した。

4. 平和構築

39. OHCHR は、平和構築基金(PBF)によって支援される作業を強化した。2022 年初め現在、OHCHR は、平和と持続可能な開発の強化のための公共政策開発を含め、市民社会行為者、特に女性と青年の能力を強化し、移行司法プロセスと説明責任メカニズムの実施における国の行為者を支援し、選挙の状況での社会不安と関連する暴力を防止して、あらゆる地域にわたって約 20 の継続中の PBF 支援のプロジェクトを有している。OHCHR は、ボリビアにおける平和強化のための国連イニシアティブの一部であり続け、これが、人権、制度の強化、紛争防止、対話の推進への機関間の関りに貢献した。

5. 性暴力とジェンダーに基づく暴力、性的搾取と虐待、人身取引と関連する搾取

40. OHCHR は、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、リビア、マリ、メキシコ、パレスチナ被占領地及びパラグアイで、性暴力とジェンダーに基づく暴力、性と生殖に関する権利の戦略的訴訟、司法とジェンダー関連の殺害の人権に基づく捜査へのアクセスに関する女性団体とカギとなるステイクホルダーの能力を強化し続けた。ハイティでは、OHCHR は、政治暴力の防止に関する努力を含め、拘束されている女性の状態に関する調査を準備して、裁判官のジェンダー委員会の作業に貢献した。

41. エチオピアでは、OHCHR は、エチオピア人権委員会との合同捜査を指導し、ティグレイ紛争の全当事者が、性暴力を含め、重大な人権侵害を行ったことを発見することに繋がった。

42. OHCHR は、紛争関連の性暴力に関する監視、分析、通報取り決めの合同評価を含め、紛争中の性暴力に対する国連行動ネットワーク内の人権、ジェンダーに配慮した被害者を中心とした取り組みの能力を強化し続けた。OHCHR の文書化と分析は、紛争関連の性暴力に関する事務総長報告書に貢献した。OHCHR の分析は、紛争中の性暴力の結果として妊娠した女性と女兒、紛争中の性暴力から生まれた子どもに関する事務総長の報告書にも貢献した。1 月に、高等弁務官は、和平プロセスに参加している女性が直面する暴力、脅し、報復に関する安全保障理事会の公開討論で演説した。

6. 人道行動

43. OHCHR は、アフリカ、米州、中東、北アフリカ及びアジア太平洋で、COVID-19 関連を含め、人道の場での国連活動に人権の統合を継続した。

44. OHCHR は、機関間常設委員会(IASC)、世界保護クラスター、世界保健クラスター及

び国連 COVID-19 危機管理チームと関わり続けた。OHCHR は、人道行動に対する官僚的・行政的障害に関する IASC ガイダンス、人道・人権行為者による協働アドヴォカシーに関する調査、IASC の保護政策の見直し及び危機の状況での人権のための行動への事務総長の呼びかけの実施に貢献した。

45. OHCHR は、17 か国以上での人道企画サイクルと 2022 年の世界人道全体像を含め、人道企画訓練に参加した。人道行動にかかわる OHCHR の能力は、COVID-19 の対応と回復から学んだ教訓を含め、その職員のためのオンラインの訓練を通して強化された。OHCHR とアジア太平洋フォーラムは、オンライン訓練を試すことを通じて人道行動に関して地域の国内人権機関の能力を高めた。

D. 非差別

1. 人種主義、人種差別、排外主義及び関連する不寛容

46. OHCHR は、法律執行機関によるアフリカ人とアフリカ系の人々に対する組織的な人種主義と国際人権法違反に対処するために「人種的正義と平等のための変革的な変化に向けた 4 点アジェンダ」を策定した。広範囲な協議会が、「アジェンダ」とフォローアップに含まれている 20 の勧告の準備を伝えた。OHCHR は、ボリヴィアとブラジルで、ヘイト・スピーチと差別的スピーチの防止と対応に関して監視し、当局と市民社会団体とメディア専門家に技術支援を提供した。

47. OHCHR は、「ダーバン宣言と行動計画」(A/RES/76/1)の 20 周年を記念し、「アフリカ系の人々の永久フォーラム」(A/RES/75/314)設立のためのいくつかの協議会を支援し、それぞれ総会でも人権理事会でも、その加盟国の選挙と任命プロセスも支援した。アフリカ系の人々のための第 11 回フェロシップ・プログラムを通して、OHCHR は、18 名のアフリカ系のフェローが国連人権システムと効果的に関わり、その地域社会で人権を推進するようエンパワーした。

2. 移動者

48. OHCHR は、チリ、ハイティ、メキシコ、トリニダード・トバゴを含めた米州全体とニジェールとタイと東南アジアで、カギとなる移動と人権の問題に関して技術的助言を提供し、ガイダンスを開発し、能力を築いた。OHCHR は、ポーランドとベラルーシとの間の国境で、監視ミッションを指導した。OHCHR は、サヘルでの気候関連の移動のみならず、リビアでの海上での致命的無視、強制追放、移動者の権利に与える COVID-19 のインパクトを文書化した。OHCHR は、国内人権機関と議員のような関連ステイクホルダーとの相談を通して、移動世界コンパクト(GCM)の実施と見直しのための支援を強化した。OHCHR は、オンブズパーソン・イベロアメリカ連盟の移動者に関する新しいプロトコールに貢献した。

49. OHCHR は、対テロ事務所との協働で、「国際的国境での人権に関する訓練者のガイド」

を出版し、モーリタニア、モロッコ、タイ及び中央アジアで、国境管理官のための高官対話と訓練ワークショップを行った。OHCHR は、そのキャンペーンとポッドキャストや漫画やフォト・エッセイを含むツールボックス#StandUp4Migrants を通して、世界レベルと現地レベルで、移動者に対する有害な説話を作り直す努力を強化した。

3. 先住民または移動の地位を根拠とした差別

50. OHCHR は、ブラジル、ボリヴィア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ホンデュラス、マダガスカル、メキシコ、モルドヴァ、モンテネグロ、ペルー及びパラグアイで、反差別、マイノリティと先住民族の権利に関するガイダンスと訓練を国内当局と国連機関に提供した。モルドヴァでは、OHCHR は、ロマ人社会仲介者機関の設立と訓練に貢献した。OHCHR の関連するホンデュラス当局との関りは、強制立ち退きの状況で、いくつかの農夫と先住民族社会の保護を強化した。「権利のための信仰」の枠組みのフォローアップで、OHCHR と欧州委員会は、ジェンダー平等に向けて宗教行為者を動員するために、一連の同輩学習行事を開催した。

51. OHCHR は、OHCHR の地域・国別事務所を含め、フェローが国連の現地駐在に割り当てられるジョブ・シャドウイング訓練プログラムに 41 か国からの 26 名の先住民族と 21 名のマイノリティのシニア・フェローを登録した。

4. ジェンダー平等と女性の権利

52. OHCHR は、それが「ジェンダー平等法と戦略」の開発を支援した北マケドニアを含め、ジェンダー平等に関する技術援助と能力構築作業を継続した。OHCHR は、チリとホンデュラスで、ジェンダー関連の女性の殺害に対する捜査プロトコルを強化するために技術的助言を提供した。スーダンでは、OHCHR は、女性と女兒に対する暴力に対処する社会開発省のユニットの能力を強化した。パラグアイでは、司法の決定にジェンダーの視点を適用するためのガイドが出版され、裁判官の能力が強化された。

53. OHCHR は、メキシコにおける中絶の非犯罪化に向けたものを含め、性と生殖に関する健康と権利に関する人権基準に関するガイダンスを提唱し、提供した。OHCHR は、UNAIDS と保健省と共にウガンダで 12 月に試された汚名を着せられない性と生殖に関する健康と HIV サービスに関して、保健ワーカーのための訓練パッケージを開発した。

54. そのジェンダー認定プログラムを通して、OHCHR は、その監視、報告プログラムとアドボカシー作業にジェンダー分析を統合する現地の能力をさらに高めた。そのプログラムへの参加に続いて、国連ウクライナ人権監視ミッションと OHCHR コロンビアは、最高のレベルの認定を達成した。OHCHR グアテマラとシリアは、プログラムの 3 周目に選ばれた。

5. 障害者

55. 人権と障害者ユニットは、国際パラリンピックとの協働で、世界のあらゆる地域に到

達し、広範なカヴァレッジを達成した#WeThe15 キャンペーンを 8 月に開始した。OHCHR は、COVID-19 流行の状況で、障害に基づく差別を明らかにし、闘うためのツールも普及した。

56. OHCHR のアドヴォカシーは、11 月のモルドヴァの「障害者の権利条約」の「選択議定書」の批准に貢献した。ブラジル、ジョージア、グアテマラ、マラウィ、モザンビーク及びウクライナでは、OHCHR は、国の法制度とその法的手続きにおける適用への「障害者の権利に関する条約」の実施に対して技術支援を提供した。ウクライナにおける国連人権監視ミッションは、50 以上の介護施設と精神病院への監視訪問を行った。チリでは、OHCHR は、障害を持つ女性のための「出産プロトコール」の創設に技術支援を提供した。

6. 性的指向、性自認及び性的特徴

57. OHCHR は、「国連自由平等」キャンペーンを通して、LGBGIQ+の人々の人権を提唱し続けた。OHCHR は、アルバニア、ボリヴィア、ブラジル、カーボヴェルデ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ガーナ、ホンデュラス、リベリア、モンゴル、パナマ、ペルー、セルビア、東ティモール、ウクライナ、ウルグアイ及びヴェトナムで、国内のステイクホルダーを支援し、助言した。OHCHR は、法的なジェンダーの承認に関するガイダンスを開発し、駐在コーディネーター事務所に支援を提供した。

58. リベリアでは、OHCHR は、広がった形態の差別と暴力と保護メカニズムに関する知識を高めた 3 日間にわたる勉強会を含め、独立国内人権委員会(INCHR)と LGTBIQ+コミュニティを支援し、OHCHR と政府機関に対する暴力事件を知らせる共通のプラットフォームが創設された。

7. 高齢者

59. OHCHR は、COVID-19 流行の状況を含め、高齢者の人権の保護に関してそのアドヴォカシーを継続した。OHCHR は、格差と既存の規範と基準のよりよい実施と高齢者の人権に関する新しい規範的条約の必要性を強調して、国際法の下に存在する規範的基準と責務の分析を詳細に述べた。

8. 子どもと青年

60. 2021 年 11 月に、OHCHR、ユニセフ及び国連環境計画は、子どもに優しい版を含め、東南アジア諸国連合(アセアン)で、「安全で、清潔で、健全で、持続可能な環境への子どもの権利に関する原則と政策ガイダンス」を開始した。国際青年の日に、コロンビア、グアテマラ及びメキシコからの 170 名の若い指導者が、OHCHR 及びその他の国連機関によって共同開催されたオンラインの行事中に、食料と持続可能な開発への権利を推進する際の経験を分かち合った。

61. OHCHR は、「何よりも教育」とシラテックとのパートナーシップを通して、脆弱な状況にある若い人々の人権を推進し、家族の再統合に関する子どもに配慮した戦略を提唱した

(A/HRC/49/31)。OHCHR は、討論を形成し、その勧告が検討されるように、政府間レビューでの青年と子どもの参画を提唱した。OHCHR、ユニセフ、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表及び子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表は、国連全体にわたる「子どもの権利の主流化に関するガイダンス・メモ」を開発するために、2022 年を通して、市民社会団体と子どもとの協議会を開催している。

9. 白皮症の人々

62. OHCHR は、白皮症の人々が、保護、意味ある参画と包摂、非差別、説明責任及びデータ収集を含め、COVID-19 の対応と回復政策で取り残されないことを保障するためのカギとなる行動を明らかにし、白皮症の人々による人権の享受に与える COVID-19 のインパクトに関する調査を行った。カギとなる成果は、白皮症の人々が直面する社会開発課題に関する事務総長の報告書(A/76/769)に示された。

E. 説明責任

1. 移行司法

63. OHCHR は、包摂的で状況に特化した、被害者を中心とした移行司法プロセスの立案と実施を支援し、コロンビア、コンゴ民主共和国(DRC)、エチオピア、エルサルヴァドル、グアテマラ、ガンビア、ケニア、レバノン、マダガスカル、メキシコ、韓国、南スーダン及びシリアを含め、被害者の参加を強化するために、関連する国の機関とカギとなるステイクホルダーに技術援助を提供した。シリアでは、OHCHR は、被害者と縁者の効果的参画と協議会で、行方不明の人々に関する独立メカニズムの設立を提唱した(A/RES/76/228)。DRC では、MONUSCO(国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション)合同人権事務所が、カサイ中央で、真実・正義・和解委員会の設立に関する政令の策定と事業化を支援し、広範で包摂的な国内協議会を通して、移行司法に関する国内戦略開発を支援した。メキシコでは、OHCHR は、2021 年に創設された、1965 年から 1990 年間の政治的反体制派に対して行われた重大な人権侵害に関する真実委員会の設立に助言を提供した。

2. 死刑

64. OHCHR は、リベリア、ニジェール、パレスチナ被占領地及び米国を含め、テロと闘い、暴力的な過激主義を防止する人権に基づく取り組みを提唱し続けた。死刑の利用をとどめている国々では、OHCHR は、犯罪時に 18 歳未満であった人々と心理的・知的障害者と死刑を利用する際の透明性の欠如から生じる人権の意味合いに特別な注意を払って、死刑に直面している人々の権利保護を提唱し続けた(A/HRC/48)。

3. 対テロと暴力的な過激主義の防止

65. OHCHR は、テロに対抗し、暴力的な過激主義を防止する人権に基づく取り組みを提

唱し続け、国の政策と立法に関して技術的助言を提供した。OHCHR は、市民のスペース、子どもの権利、女性の権利及びジェンダー平等に関する文言が強化されている「世界対テロ戦略」の第7回見直し(2021年6月)を含め、カギとなる世界政策開発に貢献した。さらに、対テロに関する「世界コンパクト」の人権作業部会の議長として、OHCHR は、「対テロの状況での機関の保護に関する国連人権参考ガイド」の開発を指導した(2021年7月)。OHCHR は、特に帰還民の人道保護ニーズ、説明責任及び安全保障の問題に関して、ユニセフと UNOCT(国連対テロ事務所)が共同指導する国連シリア・イラク第3国帰還民世界枠組みに、人権とジェンダーの視点を統合する際に、指導的役割も果たした。

4. 司法強制と法律施行

66. OHCHR は、ボリヴィア、ブルンディ、チャド、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、ハイティ、ケニア、韓国、マダガスカル、マリ、モーリタニア、メキシコ、ニジェール、ペルー、南スーダン及びウルグアイにおいて、遠隔公聴会に関連するものを含め、説明責任を育成し、司法行政と法の支配を強化するために、国の機関とその他の国のステイクホルダーを監視し、提唱し、訓練し、助言し続けた。OHCHR は、朝鮮民主共和国における人道違反の犯罪の証拠の文書化と保存において、韓国の法務省と統一省の役人を訓練した。ケニアでは、OHCHR は、法律執行担当官による違反の捜査と訴追の開発を支援した。ブルンディとマリでは、OHCHR は、軍事司法と関連政策の改正において、公平な裁判に関するガイダンスを提供した。ボリヴィアでは、OHCHR は、補償を含め、法務省が主導する法改革イニシアティブを支援した。ハイティでは、OHCHR は、拘束条件の監視を継続し、当局に勧告を提供した。OHCHR と UNODC は、人口過密への対処を含め、エクアドルの新刑務所政策の開発において技術支援を提供した。メキシコでは、OHCHR は、52,000名以上の原因不明の病人の現在の法医学危機に対処すること目的とする特別法医学明確化メカニズム(MEIF)の創設を推進した。

5. 人権と麻薬政策

67. OHCHR は、麻薬関連の問題に関する2018年の国連の「共通の立場」に沿って、刑務所の過密に対処する際に個人利用のための麻薬の使用の非犯罪化を提唱し続けた。2021年9月に、OHCHR は、東欧と中央アジア地域の国々とその他のステイクホルダーのための「人権と麻薬政策のための国際ガイドライン」に関する第3回地域実施対話を開催するために、ドイツ、スイス、UNDP、UNAIDS 及びその他のパートナーと協力した。OHCHR は、国連麻薬委員会と関わり続けた。

F. 参画

1. 市民のスペースと人々の参画を強化し、保護する

68. OHCHR は、東アフリカ、エチオピア、タンザニアで、太平洋人権擁護者ネットワーク及び女性人権擁護者ネットワークのようなネットワークと、能力開発と活動を通して人

権擁護者を支援した。OHCHR は、ケニアの 2022 年の選挙の状況で女性擁護者のための保護戦略に貢献し、南太平洋大学と人権擁護者のためのコースを立案した。

69. OHCHR は、全世界でオフラインとオンラインの擁護者とジャーナリストに対する攻撃を文書化し続けた。OHCHR は、人権擁護者に対するオンラインの暴力の地図を作成し文書化し続けた。OHCHR は、傾向、課題、好事例を含め、中東と北アフリカで、結社の自由への権利に関して初めての地域報告書を出した。フェミニスト運動とリーダーシップに関する世代間平等フォーラム行動連合の共同代表として、OHCHR は、ジェンダー平等を促進し、市民のスペースを推進するために、フェミニスト運動と女性人権擁護者のための支援をより包摂的で強化することにコミットした。

70. OHCHR は、事務総長の行動の呼びかけの下で、市民社会の参画をより包摂的で安全なものにする国連の努力を指導した。OHCHR と列国議会同盟は、「理解覚え書き」を通して協力を強化した。チリでは、OHCHR は、憲法の見直しプロセスに関連する国際人権規範に関する情報資料を準備した。

71. 事務総長と人権事務総長補を支援することにより、OHCHR は、加盟国と関わり、脅しと報復の問題に関して国連システムにガイダンスを提供することを含め、国連に協力している者に対する脅しと報復を防止し対処する国連努力を指導し続けている。2021 年 9 月に、人権理事会への事務総長の年次報告書は、国連と協力していることに対して、45 か国で約 240 名の被害者と人権擁護者に対する報復の申し立てのみならず、世界的傾向に関して報告した。

2. デジタル・スペース

72. デジタル協力のための事務総長の道程表と人権のための行動の呼びかけの実施の一部として、OHCHR は、人権の相当の注意義務とデジタル技術の人権のインパクトに関して、国連機関のためのガイダンスを開発し続けた。OHCHR は、加盟国や技術会社と直接かかわることにより、権利に基づくオンラインのコンテンツ・ガバナンスのための提唱を強化した。

73. OHCHR は、オンラインのコンテンツの緩和の状況を含め、人工知能のある利用の人権に基づく規制、禁止、一時停止を提唱した。人工知能に関する高等弁務官の報告書 (A/HRC/48/31) は、加盟国、欧州議会、経済協力開発機構、メディア及びユネスコを含めたカギとなる行為者との関りを育成するために役立った。高等弁務官は、政府当局によって行われる権利侵害調査も非難し、適切な国内・国際保護が設置されるまで、スパイウェアの販売と輸出の一時停止を要請した。

3. 選挙プロセス

74. OHCHR は、チリ、コロンビア、コンゴのブラザヴィル、エクアドル、ガンビア、ホンデュラス、メキシコ、ヴェネズエラ、ザンビアを含め、選挙プロセスの状況で、人権を

監視し、関連するアドボカシーを行った。OHCHR は、早期警告と監視に関して国の機関と市民社会に技術援助も提供した。ホンデュラスでは、OHCHR は、早期警告と防止を強調して、監視戦略を実施した。OHCHR は、適用できる人権規範と基準の包括的な全体像を提供して、人権と選挙に関する初めてのハンドブックを出版した。

4. 国内人権機関と地域メカニズムに対する支援

75. OHCHR は、リベリア、メキシコ、ボリヴィア、ブルンディ、コロンビア、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、グアテマラ、レソト、メキシコ、ニジェール、パナマ、ペルー、ウルグアイ及びヴェネズエラを含め、国内人権機関(NHRI)の能力を強化し続けた。アルジェリアでは、OHCHR は、NHRI、国内人権統計局及びSDGs 指標の能力を強化し続けた。OHCHR は、2021年10月のコーディヴォワールのNHRIとの交換訪問を通してマリのNHRIと新しいデータベースの開発を支援した。OHCHR は、COVID-19国内回復計画の人権分析に関して、欧州のNHRIの能力を強化した。ウルグアイでは、OHCHR は、COVID-19が人権に与えるインパクトに関する5回の公開対話のサイクルの開催を通してNHRIを支援した。OHCHR は、ブルンディとニジェールで国内防止メカニズムの事業化も支援した。

5. 人権教育

76. OHCHR は、リベリア、メキシコ、ニジェールを含め、大学や機関と共に人権訓練と人権に関する教育協力活動を指導し続けた。9月には、OHCHR は、危機に直面して強靱なより公正で持続可能な包摂的社会を築く人権教育の役割を人権理事会代表団が認めた高官行事を開催した。OHCHR は、「人権教育世界プログラム」の教育的青年プログラムを実施し続け、2022年2月に、Equitasとの合同で、「私たちの多様性を繋げる: 人権教育の好事例の概要」を出版した。

III. 結論

77. オミクロンの急増を含め、継続中の流行病は、より良く回復する努力を阻止し、厳しい人権の結果をさらに悪化させて、報告期間を決定する特徴であった。人類は、流行病が教えている難しい教訓を学び、これと今後の危機に対してより強靱となる権利を尊重する社会を築くという課題に直面している。同時に、流行病の実体的な経済的インパクト、気候変動に対応する必要性、ウクライナを含めた継続中の紛争の世界的結果が、この課題に対処する際に前進する我々の能力に巨大な制約を課している。

78. 全ての中で最も危険なのは、現在の脅威が、多国間主義から退却する必要性を強めていることである。この鎖国的取り組みが一般にアピールするのは理解できるが、世界的課題には世界的解決策が必要であるので、これは自滅的取り組みである。

79. 普遍的概念としての人権は、第二次世界大戦の恐怖とこれが二度と繰り返されない

いう要求に反応した。その時以来、人権枠組みが開発され、実施され、制度化され、政治利用され、誤用されてきた。しかし、人間の尊厳の概念と全ての人々が自由で平等に生まれついているという深い信念は、生き延び栄えてさえいる。基本的信条は、これまで以上に関連のある試金石である。

80. 人権への投資には、人権高等弁務官事務所が奨励し、維持し続ける努力が必要である。事務所は、国連システムをより強力でより効果的にして、国連内で人権を主流化する際に、欠くことのできない役割を果たし続けている。事務所の作業の関連性は、ありとあらゆる人権ニーズにわたってその関りに対する要求が増えていることに反映されている。国々は、事務所の作業への信頼を示し、ますます技術協力と支援を要請し続けている。国連人権理事会は、これら努力に職員を配置し支援するために事務所に頼って、ますます広範囲のテーマ別・国関連のイニシアティブを追求している。

81. OHCHR は、急激に巨大化するその仕事に対処するために、その限られた資金を絶えず引き延ばして、できる限り効果的にこれら要求に対応している。事務所は、人々の日常生活にインパクトを与える人権結果を達成する目的で、その作業を再評価し、評価し続けている。この点で、2023 年を通してその事務所管理計画を延長する際に、事務所は、今日特に関連する領域をさらに強調しつつ、その全体的な戦略的方向を維持してきた。これらには、不平等に対処すること、人権とアフリカ系の人々の状況を推進し保護するためにデータを最大限活用することが含まれる。

82. 人権が流行病の回復努力に完全に統合されることを保障する事務所の作業は、経済的・社会的権利と清潔で、健全で、持続可能な環境への権利に比較的強くかかわって、依然として基本的である。流行病がジェンダー平等を阻止し、既に周縁化されていた者たちをさらに後退させたので、2030 アジェンダの達成に関して進歩を促進する OHCHR の関りも、強化し続けるであろう。

83. 高等弁務官は、事務所の作業に対する加盟国の支援と事務所の増加する仕事量によって例証される信用に対して感謝している。人権への投資は、私たち共通の繁栄した平和な未来への投資であり、この作業は依然として実体的に資金不足のままである。高等弁務官は、国・地域・世界レベルで継続する OHCHR への支援を通して我々が直面している課題にマッチする資金を配分することによりこの作業の重要性を反映するよう加盟国を奨励している。

先住民族女性と女兒に対する暴力(A/HRC/50/26)

女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者

Reem Alaalem の報告書

概要

人権理事会決議 41/17 に従って提出される本報告書の中で、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 Reem Alsalem は、彼女が行ってきた活動を描写し、先住民族女性と女兒に対する暴力のテーマに対処している。彼女は、特に、先住民族女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力のいくつかの原因、表れ、結果を強調し、司法、真実と救済策、支援サービスへのアクセス、ジェンダーに基づく暴力の防止と保護に関連するイニシャティヴとプロセスへの参画に関連して、好事例と課題を描写している。

I. 序論

1. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 Reem Alsalem の本報告書は、決議 41/17 に従って人権理事会に提出される。報告書の中で、特別報告者は、先住民族女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力のテーマに対処している。この報告書で、彼女は、ほとんどの場合世代を超えて拡大されてきた先住民族女性と女兒に対する暴力の特別な表れに光を当て、先住民族、特に先住民族女性と女兒に悪影響を及ぼしているその他の人権侵害とのつながりを探求し、国際人権責務の状況で、先住民族女性と女兒に対する暴力をさらに防止し、これと闘うために必要な措置に関して、国家とその他のステイクホルダーのためにガイダンスを提供するつもりである。
2. 報告書を準備する際に、特別報告者は、加盟国、国際・地域団体、国内人権機関、NGO、先住民族団体と地域社会及びその他のステイクホルダーからの寄稿を求めた。彼女は、対応を提出し、その証言を分かち合ったすべての人々に感謝している。特別報告者は、指導者であり、活動家であるラテンアメリカの先住民族女性と女兒と、2022年3月7日にオンラインの協議会を開催したことに対して、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) にも感謝している。

II. 特別報告者が行った活動

3. 2021年7月に、Ms. Alsalem は、3年の任期中、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者として、人権理事会によって任命され、彼女ははこの仕事を2021年8月1日に開始した。
4. 最初の5か月間で、特別報告者は、一連の導入会議の一部として、国連システムの多くの部分といくつかの付属の基金、計画、専門機関と関わった。2021年9月21日に、特別報告者は、様々なステイクホルダーとの4つのテーマ別協議会の一番目を開催し、第二、第三、第四協議会は、それぞれ2021年9月23日、27日、29日に開催された。
5. 2021年10月5日に、特別報告者は、前マンデート保持者の任期中の下で準備された最後の報告書を発表するために総会で演説したが、その中で前マンデート保持者は、マンデー

トの下で追及されたイニシャティヴのうちの2つ、つまり、フェミサイド監視イニシャティヴと「女性に対する差別と暴力の撤廃に関する独立専門家メカニズムのプラットフォーム」を評価していた。特別報告者は、来る3年間のマンデートに対する自分の夢も示した。

6. 2022年3月14日に、特別報告者は、ニューヨークでの女性の地位委員会の第66回会期の開会で、声明を出し、3つのサイド・イベントを共同開催した。

III. 導入: 先住民族女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力

7. 先住民族女性と女兒は、家父長制の構造、人種的・民族的差別、社会経済的地位に関連した複雑で重なり合う形態の暴力に直面している。様々な国からの証拠が、先住民族女性が、特に強制不妊手術、強制立ち退きや移動の状況での人身取引と性暴力、有害な伝統的慣行、紛争の状況でのジェンダーに基づく暴力のような重大な形態のジェンダーに基づく暴力にさらされてきたことを示している。これら暴力の異なった形態は、国の役人、民間の会社や武力集団のような非国家行為者、自分の地域社会のメンバー及びその他によって加えられている。

8. 残念なことに、先住民族女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力は、徹底的に通報不足で、加害者は定期的に刑事責任免除となっている。暴力の危険が高まっているにもかかわらず、先住民族女性と女兒は、差別、偏見、汚名を着せられる恐れ、言語障害、再被害の危険のために、その地域社会内でも国家機関を通して、司法にアクセスする際にかんがりの障害に直面している。その結果、先住民族の女性と女兒は、経験する暴力に対して何の救済策も受けていない。彼女たちは、対処されないままになり、次の世代にまで伝えられる世代間のトラウマという結果にも苦しんでいる。

9. 先住民族女性と女兒は、個人レベルでも集団レベルでも暴力を経験している。彼女たちは、不相応に、彼女たち自身とその地域社会に対する暴力のジェンダー化した結果にも耐えている。しかし、先住民族女性と女兒が個人と集団のアイデンティティの重なり合いで人権侵害を経験している状態に対する理解、特に効果的な司法にアクセスする際に直面する先住民族と非先住民族の司法制度と障害において、先住民族女性と女兒がどのように組織的差別を経験しているかに対する理解が未だに不十分である。同様に、彼女たちの経験が非先住民族女性の経験とどのように違っているかに対する理解も不十分である。

10. 本報告書で、特別報告者は、司法へのアクセス、真実と救済策及び支援サービスへのアクセスとジェンダーに基づく暴力の防止とこれからの保護に関連するイニシャティヴとプロセスへの彼女たちの参画に関する好事例と課題のみならず、先住民族女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力の主要な原因、表れ、結果の全体像を示している。彼女は、国際人権義務に従って、暴力のない生活に向かって先住民族女性と女兒の権利を保護するための実施政策と法改革に向けた努力を導くために、国家及びその他のステイクホルダー

一のための勧告も提供している。

IV. 法的・政策的枠組み

A. 国際的・地域的枠組みとその実施

11. 国際レベルでは、2つの条約が、先住民族の権利に明確に対処している。「国連先住民族権利宣言」は、2007年9月13日に、総会によって採択された。「宣言」は、幅広い包括的な民族自決権の下でいくつかの領域における先住民族の基本的権利を確認している。第22条(1)は、「宣言」の実施において、先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、障害者の権利と特別なニーズに特別な注意が払われなければならないと述べている。第22条(2)では、国家は、先住民族女性と子どもにあらゆる形態の暴力と差別に対して完全な保護と保証の享受を保障する措置を取る責務を思い出されている。先住民族に関する世界会議で2014年に総会によって要請されたように、「国連先住民族権利宣言」の目的の達成に向けて首尾一貫した取組を保障するためのシステム全体にわたる行動計画が2015年に開発された。

12. 2つ目の条約は、1989年の「先住民族・部族民族条約」、国際労働機関の(169号)である。この「条約」は、現在に至るまで、先住民族の権利の推進を特に目標とする最も進んだ国際条約である。しかし、女性への唯一の明確な言及は、第20条(3)(d)であり、機会均等、平等な待遇、セクハラからの保護に言及している。暴力の防止またはこれからの保護に関するその他の言及は、「条約」には存在しない。しかし、ILOによって行われた続く調査は、「条約」の実施の状況内で、先住民族女性と女兒に対する暴力の問題をある程度調査し、「条約」で認められている権利の完全な範囲は、先住民族女性に対するジェンダーに基づく暴力に対処する中心であると述べている。

13. 先住民族女性と女兒の権利を含め、先住民族の権利も、核心的人権条約の下で間接的に保護されており、いくつかのその他の国連条約や文書に引用されている。人権条約は、先住民族女性と女兒に関する明確な規定は含んでいないが、その実施を監視している条約機関は、例えば、最終見解と一般勧告と一般コメントの中で、その監視機能を行使して、明確にその権利に対処してきた。女子差別撤廃委員会は、ジェンダーに基づく暴力の防止と対応を含め、先住民族女性と女兒の権利に関する一般勧告を現在作成している。

14. その他の関連国際条約、メカニズム、報告書、決議には、先住民族女性と女兒を含めた女性と女兒に対する暴力の撤廃に重点を置いている人権理事会決議32/19が含まれる。さらに、決議33/25によって、理事会は、「先住民族の権利に関する専門家メカニズム」を設立したが、これはあるテーマ別報告書と調査に先住民族女性と女兒に対する暴力についてのある程度の配慮が含まれた。国連先住民族問題永久フォーラムの勧告に応じて、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)は、2016年に、先住民族女性の包摂と可視性のための戦略を開発した。

15. 先住民族女性と女兒の権利は、地域の人権制度でも検討されてきた。2016年に採択された「先住民族の権利に関する米州宣言」は、明確にその権利に言及しており、第VII条の下では、国家には、特に先住民族女性と子どもに対するあらゆる形態の暴力と差別を防止し、根絶するために必要な措置を採用する責務がある。先住民族女性と女兒の権利も、「ラテンアメリカとカリブ海の環境問題における情報・公的参画・司法へのアクセスに関する2018年の地域協定」(Escazu協定)を通して間接的に保護されており、この下で締約国は、先住民族の権利に関する国際責務に答えるよう要請されている。「米州人権条約」または「女性に対する暴力の防止、懲罰、根絶に関する米州条約」に先住民族女性と女兒に対して明確な言及はなされていないが、監視機関がその活動を通して明確にその権利に対処してきた。米州人権委員会も米州人権裁判所も、その決定と報告書の中でこれら権利に重点を置いてきた。2017年に出版された報告書で、米州人権委員会は、先住民族女性と女兒に対する暴力の撤廃に関連する関連法学の全体像を含めた。

16. 「人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章」と「アフリカの女性の権利に関するその議定書」は、暴力を受けない先住民族女性の権利に明確に言及していないが、「人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会」は、「国連先住民族権利宣言」が「憲章」や「委員会」の法学と一致していると述べる諮問的意見を採択した。さらに2011年に、「委員会」は、アフリカの先住民族女性の権利保護に関する決議183を採択したが、その中で、「委員会」は、先住民族女性が直面する暴力と様々な形態の差別と周縁化を述べ、先住民族女性の一般的状況に関する分類データを収集し、女性のすべての人権を推進し保護する法律、政策、特別プログラムを採用するよう国々に要請した。2017年の画期的な判決の中で、「人権と諸国民の権利に関するアフリカ裁判所」は、「諸国民の権利」という概念を詳しく説明し、先住民族の土地への権利を認めた。

17. 欧州連合レベルでは、欧州議会が、土地の奪取を含め、世界での先住民族の権利侵害に関して、2018年7月3日の決議を採択したが、その中で欧州議会は、女性に対する暴力と先住民族女性と女兒の権利に明確に言及した。欧州会議に関しては、「欧州特別憲章」と「人権と基本的自由の保護条約」(「欧州人権条約」)は、先住民族への特別な言及は含んでおらず、これまでのところ、その監視機関を通して特別な事件は生じてこなかった。「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの防止と闘いに関する欧州会議条約」(イスタンブール条約)の監視機関である「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスに反対する行動に関する専門家部会」は、「条約」第4条の下でのいくつかの国々のための基本評価報告書の中で、先住民族女性に対する暴力に対処する様々な国の責務を明らかにしている。

B. 国内枠組みの例と解釈

18. 先住民族社会の中には、国々や第三者との関係のみならず、その集団的権利の効果的行使のために独自の法律・伝統・慣習・代表機関と団体に従って、どのように相談を受け

るべきかを定義する自治的で、権利に基づく相談と同意のプロトコールを開発したところもある。これらは相談が行われる枠組を提供する意図であった。女性に対する暴力に直接関連してはいないが、その土地と領土に関する同意のないプロジェクトのために先住民族女性が直面する危険を含め、これらは、人権侵害の可能性を阻止す措置を開発する際に重要な役割を果たすことができる。

19. 国々の中には、国内または共同体の枠組みが明確に先住民族の権利を含めているところもある。例えば、エクアドルの憲法は、先住民族社会、人々、国の存在を認めており、彼らの自己決定権を保障しており、女性の参画と意思決定を保障して、その領土内で、その伝統と独自の法律に基づいて、法的機能を行使する先住民族当局の権利のように、第171条で、特別な権利を列挙している。同様に、わずかな例を挙げれば、カナダ、マレーシア、メキシコ、ネパール、パラグアイの憲法の条項も先住民族の権利の承認と保護を含んでいる。

20. 彼らの権利が憲法上の行為で明確に保護されていない時でさえ、国内法、連邦法、地方法がしばしば特別な権利または保護を与えている。例えば、米国では、2005年の「女性に対する暴力司法省再許可法」は、「女性に対する暴力法」にインディアン女性のための規定を特に挿入した。しかし、「法」は、被害者を救うための先住民族政府のための資金提供と先住民族法執行機関の国の刑事司法データへのアクセスを規定しているが、これら当局はしばしばインディアンの保留地での暴力事件を訴追できず、連邦政府によって訴追される事件はほんのわずかである。2013年の「女性に対する暴力再許可法」は、インディアン保留地で訴追する部族当局のほとんどの制限を廃止した。

21. 国内法は、先住民族社会独自の枠組みと慣習のための一定の基準を定めることができる。例えば、ボリビア多民族国家では、暴力を受けない生活を女性に保証する2013年の包括法の第18条は、女性の権利を尊重して、企画・施行・フォローアップに女性の参画を得て、女性に対するあらゆる暴力行為を避けるために確立された3つの行動基準の下で最も適切であると考えられる防止措置を先住民族当局が採用することになると述べている。いかなる基準または手続きも憲法と憲法の法体系で認められた権利を侵害してはならないとも述べている。

22. 先住民族を明確に認め、先住民族女性と女兒のために権利と保護を列挙することは有望ではあるが、これが必ずしも実際にこれら権利の実施と改善された成果につながるわけではない。例えば、先住民族が憲法上認められ、彼らの土地への権利が保証されているブラジルで、先住民族の領土で鉱業を拡大することを目的とし、国会で票決されようとしている法令191/2020が、もし可決されれば、これら権利の享受をかなり妨げることもある。エクアドルでは、明確な憲法上の規定が、自由で、前もっての、情報を得た相談への先住民族の権利を定めているが、実際は、多くの先住民族社会は、石油または鉱山プロジェクトが彼らの土地で開発される前に相談を受けていないかまたは相談プロセスに欠陥が

あるかのどちらかである。しかし、2022年2月4日に、エクアドルの憲法裁判所は、明確で全地域社会がアクセスでき、先住民族社会の同意を得て、合意に達する目的を持って行われるべき相談プロセスを保障する責務が国家にはあるという判決を出した。

23. 同様に、2020年の決定の中で、パナマの最高裁判所は、生物多様性、天然資源及び気候を保護する際の先住民族の重要な役割を強調して、先住民族の土地への集団的権利を保護する国家の責務を確認した。さらに、女子差別撤廃委員会は、2022年3月に、先住民族女性の何万人もの子孫に悪影響を及ぼし続けているカナダ・インディアン法における長年のジェンダーに基づく差別の主張を検討して、自己明確化の基本的基準を書き込み、父系の子孫と同じ基盤で母系子孫に登録を提供するために法律を改正するようカナダに要請した。

V. 先住民族女性と女兒に対する暴力の表れ

A. 暴力と関連問題の根本原因

24. 2015年に、先住民族の権利に関する特別報告者が報告したように、先住民族女性と女兒は、幅広く、多面的で、複雑な範囲の相互に補強しあう形態の人権侵害を経験している。彼女たちに対して加えられるジェンダーに基づく暴力とジェンダー、人種、民族性、社会経済的状況の重なり合いに基づいて彼女たちが直面する重複する形態の差別との間には、密接なつながりが存在する。植民地化の遺産によって維持される歴史的で、組織的な家父長的権力構造、人種主義、排除と周縁化が、程度の高い貧困、恐ろしい財政的・社会的ストレスと先住民族女性と非先住民族女性との間の機会と福利におけるかなりの格差に繋がってきた。これら構造とシステムが、今日、社会のあらゆるセクターの先住民族女性と女兒が未だに直面している構造的・制度的な固定観念化、差別、暴力の原因であり、結果でもある。

25. さらに、先住民族女性と女兒に対する多くの形態の暴力と虐待には、強力な世代間の要素が含まれている。先住民族の自己決定権の侵害は、歴史的にも現在でも固有のものであり、特に先住民族女性と女兒の権利にとって有害であった。植民地化と植民後の権力構造と国家の構造を通じた侵害には、先住民族社会の文化的完結性への攻撃、慣習法とガヴァナンス制度の否定、自治のための枠組みの開発の失敗、土地と天然資源を先住民族から剥奪する慣行が含まれてきた。さらに先住民族の土地への権利の承認不足が、貧困、食料と水の不安定、生存に必要な天然資源へのアクセスへの障害に繋がり、先住民族女性と女兒に対してジェンダーに基づく暴力行為を加えることを促進する不安定な条件を生み出すこともある。

26. 女性の権利は、しばしば先住民族の闘いにとっては分裂的であり、外部のものと考えられてきたので、権利を求める先住民族女性の蜂起は、いくつかの状況で、先住民族社会内部からの抵抗に会ってきた。この集団的権利と女性の権利との間違った二分法が、先住

民族女性と女児の虐待と暴力に対する脆弱性をさらに定着させ、彼女たちの集団的権利の侵害と個人的権利の侵害によって自己決定と働きの権利を奪われたままにし、組織的で世代間の脆弱性を生み出し、永続化している。しかし、先住民底の慣習が、インドやバングラデシュの母系制度の Khasi やカンボディアの Kreung が顕著な例であり、先住民族女性にとって有利であり、地域社会での彼女たちの地位を強化することもあることを認めことが重要である。

27. しばしば、土地、領土、天然資源に関連している武力紛争の状況は、予想通り、先住民族と先住民族女性と女児の権利に強いインパクトを与える。世界のほとんどすべての地域で、先住民族は、その土地と領土での暴力によって強制移動させられひどい悪影響を受けている。例えば、かつては琉球王国であった日本の沖縄の島々は、歴史的に領土をめぐる様々な紛争の戦場となった。今日、伝えられるところによれば、これが未だに高い割合の性暴力とドメスティック・ヴァイオレンスに直面している琉球/沖縄女性と女児に深いジェンダーに基づくインパクトを与えている。同様に、2014 年以来ロシア連邦によって一時的に占領されているクリミア自治共和国とウクライナのセヴァストポール市の武力紛争と軍事化、インドネシアの安全保障軍とパプアに味方する武装独立集団との間の 2018 年後半以来の武力衝突の増加は先住民族女性にインパクトを与える紛争の例である。

28. 先住民族女性と女児は、さらに気候危機、環境悪化、産業規模の農業と抽出産業とプロジェクトに特に悪影響を受けており、環境汚染と悪化に関連する性と生殖に関する健康問題と高い乳幼児死亡率を含め、彼女たちの伝統的・霊的生活様式の損失に繋がり、彼女たちを貧困とジェンダーに基づく暴力への暴露のサイクルに引き入れて、高い健康問題の危険に直面している。

B. 暴力の表れと重なり合いと特別な集団

29. 先住民族女性と女児に対して加えられるジェンダーに基づく暴力の様々な表れには、これに限られるわけではないが、以下が含まれる: ドメスティック・ヴァイオレンス、セクハラ、性暴力、人身取引、女性性器切除、子ども結婚、早期・強制結婚、産科暴力、性と生殖に関する健康と権利の侵害、ジェンダー関連の殺害または「名誉」殺人、強制立ち退き、誘拐または強制労働。この暴力は大部分が、先住民族の領土または資源を占領し、支配したいという欲望、この努力に伴う軍事化によって大部分が牽引されている。これら行為は、国家行為者、民間会社、犯罪集団及び家族を含めた女性自身の先住民族社会のメンバーのような大勢の行為者によって行われている。せいぜい、この一連の構造的暴力は、先住民族女性とその日常生活の現実によって被害化されるという結果となり、その基本的人権の享受に否定的インパクトを持つ。

30. 米州人権委員会が正しくも観察してきたように、「先住民族女性に対する暴力と差別行為は、個人的にこれら女性を害するのみならず、彼女たちが所属している地域社会の集団的アイデンティティにも否定的インパクトを与える。」その集団的権利の侵害は、先住民

女性と女兒が優生学的に課される産児制限、強制不妊手術及び同化政策の一部として非先住民族の男性との間で子どもを産むよう強制する試みを受けてきたので、尊厳のある文化的に配慮した性と生殖に関する健康と権利の享受を通して特にはっきりしている。さらに言葉の上で先住民族女性を攻撃したり、先祖伝来の慣習に反して横になって出産するよう暴力的に強いたりする保健ワーカーの例が報告されており、伝統的文化や慣行に対する理解の欠如または拒否を示している。さらに国によっては、先住民族の助産術を禁じたり、犯罪化したり、先祖伝来の土地で出産する機会を先住民族女性に否定したりしているところもあり、一方先住民族助産師を認めるといったような先住民族の先祖伝来の慣行の尊重が、世代間暴力とトラウマのサイクルを破壊する手助けをし、医療制度内の構造的暴力と人種主義から保護することもある。

31. 重複し、重なりあうアイデンティティまたは特徴を持つ先住民族女性と女兒は、さらに高い割合のジェンダーに基づく暴力に直面している可能性がある。例えば、自分の地域社会から遠く離れて、または主要都市から遠く離れた地域で暮らしている先住民族女性と女兒は、こういった暴力行為に対して特に脆弱である。さらに、2021年に障害のある及び障害のない210名の先住民族女性に関してネパールで行われた調査は、障害を持つ先住民族女性がさらに高い暴力の危険にさらされていることを示した。教育におけるように、ジェンダーと障害と先住民族としての地位の重なり合いでの差別は、直面する暴力を認め、定義し、描写する際に、障害を持つ先住民族女性と女兒にとっては障壁という結果となるかも知れない。さらに多様な性的指向と性自認を持つ先住民族女性と女兒は、地域社会内の障害と暴力を経験することもあり、地域社会外の国家または非国家行為者からの暴力にも直面することがある。しかし、先住民族社会と地域によりその多様な性的指向と性自認は、その地域社会によって受け入れられ、賞賛さえされるかも知れない。カナダからの統計は、多様な性的指向と性自認を持つ先住民族女性は、他の先住民族女性と比して、その生涯で親密なパートナーからの暴力を経験する可能性がより高いことを明らかにしている。

32. 人権、環境権、土地の権利の擁護者である先住民族女性は、そのアドヴォカシーとアクティヴィズムを止めさせるために、特に標的にされる。注目すべき例には、Agua Zara水力発電ダムの建設に対する反対に対応して、2010年のBerta CaceresとConsejo Civico de Organizaciones Populares e Indigenas de Hondurasのその他の会員の殺害が含まれる。女性に対する暴力の撤廃行動を支援する国連の信託基金との「スポットライト・イニシアティブ」のパートナーシップの下で資金提供されているメキシコの農山漁村のOaxacaにある小さな先住民族女性が主導する団体であるMujeres Indigenas por la Conservacion, Investigacion y Aprovechamiento de los Recursos Naturalesは、先住民族女性と環境正義に関して彼らが行っている活動に関して、攻撃的な牧場主からの脅しを報告した。同様に、ニカラグア北部の大西洋岸にある先住民族女性の地域社会開発団体との協働で活動している国際的な女性団体であるMADREは、地方の地域社会と国の法律施行からの押し戻しに直面してきた。

33. 政治における先住民族女性と女兒に対する暴力も広がっており、米国のノース・ダコタの立法府に2018年に選出された初めての先住民族民主党女性に対して行われたハラスメントと脅しによって例証されている。こういった課題にもかかわらず、先住民族女性は、継続して政治参画において直面する障害を乗り越え、その権利を提唱しようとし続けている。

34. 「先住民族の権利に関する専門家メカニズム」が述べたように、特に移動中に、ジェンダー差別が先住民族女性を脆弱な状況に置く。ほとんどがその土地、領土、天然資源に関連する武力紛争のために強制移動させられた先住民族女性と女兒は、ジェンダーに基づく暴力に対して高い脆弱性を受ける。この暴力は、民族浄化または強制的な国外追放、性暴力、人身取引、脅し、犯罪化、または貧困の結果としての脆弱な状況における労働搾取のように、多様な様態で表れる。

VI. 暴力の防止と保護への先住民族女性と女兒のアクセスと参画

A. 防止と保護サービスへのアクセス

35. 暴力の防止と保護に関連するメカニズムへの先住民族女性と女兒の効果的アクセスを保障する際の好事例が明らかにされてきたものもある。例えば、グアテマラでのジェンダーに基づく暴力の緊急支援とホットラインへのアクセスに関しては、先住民族女性のためのオンブズパースンが、訴追と法律施当局との協働で、暴力の被害者である先住民族女性のためにケアと助言を提供するために、K'iche', Mam, Q'eqchi 及び Kaqchikel という4つの言語で利用でき、コロナウィルス病(COVID-19)流行中に利用できる無料のホットラインを設立した。さらに、グアテマラを拠点とする市民社会団体「女性司法イニシアティブ」は、流行病に関する情報を放送するために地方の言語でラジオ番組を作成し、心理サービスのためのホットラインについて意識を啓発する機会も利用した。

36. ジェンダーに基づく暴力の通報または保護または関連する支援サービスを求めたりすることに関する慣行も報告されてきた。例えば、ブラジルでは、職員が先住民族女性と女兒を支援する訓練を受けている国内人権オンブズマンの通報チャンネルは、情報を求め、苦情を申し立てるためにも利用できる。マリでは、先住民族の Tuareg 族地域社会の大多数が到達が難しい地域で暮らしていることを仮定して、携帯のジェンダーに基づく暴力の診療所が設立されてきた。

37. 先住民族が主導する被害者支援サービスは、しばしば性的攻撃の先住民族サヴァイヴァーによって好まれる。例えば米国の強い心先住民族ヘルプラインは、2020年に受けた3,074件の電話のうち、電話をかけてきた人のうちだれも、スタッフ不在の時間中に支援を求めて非先住民族のホットラインに切り替えることを選ぶ者はなかったことがわかった。カナダ政府は、カナダのイヌイット女性の団体 Pauktuuit と共に、イヌイット定住地にわたって多様な性的指向と性自認を持つものを含め、イヌイット女性と子どものための新し

いシェルターの建設と運営に資金提供するという公約を発表してきた。オーストラリアでは、北方領土の先端で運営されている性的攻撃リファール・センター・サービスに、アボリジナルと非アボリジナルの職員がいて、カウンセリング、訓練、臨床支援サービス、法的援助を提供している。

38. 調査と証拠の収集という点で、スウェーデン当局は、セム族女性がどのように女性に対する暴力への現在の国の対応によってサービスを受け、利益を得ているかの調査に資金提供する調査助成金を配分した。ジェンダー平等の視点からセム族社会の地図を作成し、セム族議会が必要と思う提案された措置のための基盤を形成するために、調査が委嘱された。2021年4月に提出された調査の結果には、セム族のジェンダ平等、暴力防止活動及びさらな調査が含まれていた。

39. 防止となると、北方領土の子ども委員会事務所は、自決権、サービスの提供、地域社会のリーダーシップに献身しているアボリジニーの地域社会が支配する団体である中央オーストラリアの Tangentyere Council の活動を支援している。Council のプロジェクトの一つである「女兒はできる、男児もできる」は、アボリジニーの子どもと地域社会のジェンダー・社会規範を修正するために活動している。アルゼンチンでは、言語、アイデンティティ、世界観の尊重を考慮に入れて、子どもたちが自分たちの権利について学ぶために、いくつかの先住民族の言語でアクセスできる資料が作成された。バラグアイの女性課題省は、地域の女性センターを通して、異なった型の暴力と法規定、防止と通報のメカニズム及び支援メカニズムについての情報を提供するために、先住民族社会の女性のために意識啓発・防止ワークショップを開催した。

40. こういった進歩にもかかわらず、支援サービスは、しばしば、先住民族女性と女兒の特別なニーズに対して適切であり、包摂的であることを目的としていない。多くの暴力サヴァイヴァー、または暴力の危険にさらされている者も、サービスが提供されることまたはそれにどのようにアクセスするかに気付いていないことがしばしばある。

41. さらに、暴力を経験して、先住民族女性と女兒が、その地域社会からも、サービスを提供している職員からも、支援サービスにアクセスしようとする時、汚名を着せられるかも知れない。訓練と意識啓発不足のために、保健職員は、しばしば、先住民族女性の現実、文化、世界観に対して無感覚であり、彼女たちの尊厳、プライバシー、情報を得た同意、生殖に関する自治を尊重するサービスを提供することは滅多にない。二重に汚名を着せられることが、汚名の結果に対する恐れとサービス提供者への不信のために、支援を求めたくない気持ちをさらに悪化させる。

B. イニシャティヴとプロセスへの参画

42. 生活に影響を及ぼす問題に関するイニシャティヴとプロセスへの先住民族女性と女兒の参画に関して報告された。例えば、先住民族女性と女兒のリーダーシップとアドヴォカシーの点では、ペルーで、「女性の地位向上のための国内ネットワーク」が、地方当局と

共に、ジェンダーと年齢に配慮した政策を提唱するために、高齢女性指導者として、農山漁村地域社会で、高齢の先住民族女性を募集した。このネットワークは、初めから、先住民族女性の社会的排除を再生産せず、かわりにプロジェクトの参加者と新しい形態の関係を生み出すために、参加型の包摂的取り組みを取った。ペルーでも、先住民族女性は、アンデスとアマゾンの先住民族女性の国内団体を設立し、これが、地方・地域・国内・国際レベルで、代表者のスペースを得るために、草の根の団体を強化し、その要求に対する意識を啓発し、公的アジェンダに影響を及ぼす目的で、活動を実施している。

43. 女性に対する暴力に関連する国の計画、政策、合意事項への参画は、ジェンダーに基づく暴力の防止とこれからの保護における効果的で、包括的で、文化的に適切取り組みを保障することにとってのカギである。オーストラリアでは、ジェンダーに基づく暴力を減らすための新10年戦略のためのプロセスが、現在、進行中である。先住民族女性指導者のアドヴォカシーを通して、彼女たちの特別な状況とニーズを認める際の前戦略の失敗が認められた。これが、地域社会との協働で、アボリジニーとトレス海峡島民女性に対するジェンダーに基づく暴力を減らすことに捧げられた国内政策の開発に関する作業に繋がった。

44. 防止と包括的ケアに関して、メキシコの先住民族女性のネットワークは、人権とジェンダー平等に基づく取り組みを通して、ジェンダーに基づく暴力を防止し対処する際の文化的に適切なモデルを推進している。これは、チアパス州、グレーロ州、プエブラ州、オアハカ州の5つの家庭から始まった。COVID-19の流行中の予算削減がその活動に悪影響を及ぼしたが、今では34の家庭がある。

45. 先住民族女性によアドヴォカシーは、彼女たちにとってよりアクセスできる司法制度を創設する際の具体的な前進に繋がってきた。例えば、2014年に、人種主義と差別の事件に関する Enlace Continental de Mujeres Indigenas de las America による首尾一貫した報告に続いて、アルゼンチンのチャコ州の司法局は、先住民族の言語での翻訳と専門家の意見のサーヴィスを確立した。

46. さらに国々の中には、政策策定に先住民族女性と女児の参画のための機会を強化する努力を最大限ににしてきたところもある。例えば、エルサルヴァドルでは、国連ウィメンが、ジェンダーと法律と重なり合う視点から、管理と社会的監督の市民の道具として、先住民族女性の権利に関する観測所を創設する目的で、「地方イニシアティブのためのカナダ資金」からの資金でプロジェクトを実施した。これは女性の権利と女性に対する暴力の扱いと通報のためのメカニズムに関して、25名の先住民族女性指導者の訓練も思い描いている。

47. しかし、例えばガヴァナンス・プロセスまたは立法・諮問機関またはメカニズムのような先住民族女性と女児の生活にとって重要なプロセスへのその政治的参画は、政治における先住民族女性と女児に対する暴力のような多くの障害の存在のために未だに限られている。同様に、先住民族女性と女児の状況、場、ニーズに適合した、彼女たちに向けられ

る暴力を防止し、対応する戦略を立案し、実資する際に、先住民族が主導する団体の参画は未だに不十分である。さらに先住民族女性は、気候緩和と適合戦略も伝えることのできる自然と持続可能な慣行も含めた、その地域社会での貴重な伝統的知識の守り手として十分に認められと来なかった。最後に、女性に対する暴力を防止する国内法と枠組みは、しばしば、先住民族女性と女兒の特別な脆弱性と現実を考慮に入れていない。

VII. 先住民族女性と女兒のための公正で効果的な司法手続きと司法へのアクセス

48. 国々の中には、先住民族に特に言及する規範的枠組みを採択または強化してきたところもある。さらに、ますます多くの国々が、ジェンダーに基づく暴力を防止し、対応することを意図した政策は、その政策が特にそのニーズに向けられていなければ、先住民族女性と女兒に対する暴力に対処する際に効果的である可能性はないことを認めつつある。例えば、アルゼンチンの先住民族問題国内機関は、最近、女性と先住民族の多様性に関する領域と先住民族の子どもと思春期の若者に関する領域を創設した。

49. 先住民族社会の多くの者は、農山漁村・遠隔地域で暮らしているので、司法制度への物理的アクセスを保障することは、先住民族女性と女兒の司法への効果的アクセスのカギである。パラグアイは、その受益者の 90%が女性である状態で、代替の紛争解決法を含む移動司法の家である巡回プログラムに関する情報を提供した。

50. 司法制度内とより幅広い政治とガヴァナンスにおいて代表者となることは、効果的なアクセスのカギである。例えば、グアテマラでは、先住民族女性弁護士の協会が、先住民族女性弁護士の職業的発展を支援する目的で創設された。この協会は、文化間の視点とジェンダーの視点を考慮に入れて、個人的・集团的権利を擁護する際に先住民族女性と地域社会に法的・技術的助言を提供している。同様に、ホンデュラスのプンタ・ビエドラとトリウンフォ・デ・ラ・クルスのガリフナ族社会の先住民族女性と男性は、米州人権裁判所の前で、その領土を法的に擁護するために地方の団体からの支援を受けた。裁判所は、ホンデュラスに両地域社会の伝統的領土の境界を定め、重大な暴力の発生のために彼らに保護措置を認める国家の責務に従うよう命じた。

51. 国家の治外法権の人権責務の実施は、先住民族女性と女兒のジェンダーに基づく暴力との闘いにおける重要な概念であり、犯した人権侵害に対して非国家行為者による説明責任を認める。例えば、カナダの鉱山会社で働いている民間の安全保障の守衛によって Lote Ocho の女性に加えられたレイプと性暴力に続いて、彼らがグアテマラのイサバルで強制立ち退きさせられている間に、カナダの地方裁判所は、カナダの親鉱山会社が、11 名のケクチ族女性のレイプを含め、海外の子会社が引き起こした人権侵害行為に対する法的責任のためにカナダで裁判にかけられることができることを決定した。この法的決定は、重要な前例となった。

52. さらに、先住民族当局に意識啓発と訓練を提供することは、先住民族社会内でのジェンダーに基づく暴力に対処する際の関りを増やすことに繋がることもある。これは特に、国内法が、先住民族社会が独自の司法制度と慣習を利用することを認めているところで重要である。例えば、ボリヴィア多民族国家では、ヴィアチャ市当局が、先住民族の地方当局のためにアイマラ語で訓練セッションを開発した。この訓練は、地方都市法サービスと UNFPA との協働で、先住民族指導者と団体が指導し、60 の異なった地域社会からの約 400 の先住民族当局に届いた。同様に、先住民族女性とアフリカ系女性のためのリーダーシップ学校の創設は、参加者たちにフェミサイドを根絶するカギとなる概念的・方法論的知識を提供した。

53. 国々も、先住民族女性の特別なニーズと彼女たちとどのように関わるかに関して意識啓発と訓練に投資している。2021 年に、メキシコの国内人権委員会は、先住民族女性の人権の申し立てられた侵害の苦情を扱う際に、ジェンダーと重なり合い、多文化的な視点をどのように組み入れるかに関する教科書を開発した。もう一つの例は、カナダにおける先住民族裁判所活動プログラムであり、これは先住民族が自分たちの権利を理解する際に司法を求める手助けをし、刑事司法制度の行政にかかわる者の文化的意識を啓発する。アルゼンチンでは、スポットライト・イニシヤティヴ及びその他のパートナーシップが、先住民族女性のために法的援助と財政教育へのアクセスを促進し、女性と女兒に対する暴力を禁止する法律の監視プロセスに女性の参画を保証した。

54. 好事例の中には、人権の万人への適合性を再主張し、先住民族社会によって暴力であることが明らかにされないかも知れない暴力を受けない権利を保護するものもある。例えば、メキシコの保護請求 *Amparo* の見直し手続き 5008/2016 の結果で、メキシコ最高裁判所は、先住民族男性が 14 歳未満の女兒と結婚する慣行を継続することはできないことを決定した。

55. しかし、格差と課題が根強く続いている。2019 年の報告書で、法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会によって強調されたように、人種とジェンダーの有害な固定観念化と世代間の貧困を含め、数多くの原因のために、先住民族女性は不相応に犯罪化され、刑事司法制度に巻き込まれ、多くの国内の刑務所で人口過密になる可能性がより高い。オーストラリア、カナダ、コスタリカのように、非先住民族女性に比して先住民族女性の不相応に高い投獄率は、国の刑事司法制度と先住民族の制度内で提起される公正で効果的な司法プロセスにアクセスすることに対する構造的差別と障害の反映である。国によっては、人権と環境の擁護者である先住民族女性と中絶を求めている女性が、不公平に彼女たちを罰し、他の人々に例を示すために、特に標的とされているところもある。

56. 国々の中には、先住民族女性と女兒が直面している暴力を特徴づける特異性を認めていないところもあり、これが司法へのアクセスに対する障害という結果となることもある。その他の障害には、これに限られるわけではないが、先住民族言語と文化の専門知識の欠

如、地域の法的支援と援助の配分の欠如または乏しさ、司法と法律執行当局による先住民族女性と女兒についての偏見、汚名、固定観念化、先住民族女性と女兒に対して行われた犯罪に対する程度の高い刑事責任免除が含まれる。これらは司法制度全体内で重大な障害となり、差別と再被害という結果となり、司法制度に対するすでに存在する根深い恐怖と不信を強化する。先住民族社会が農山漁村と遠隔地域で暮らしている場合には、先住民族領土の孤立と脆弱な制度的存在が司法への物理的障害を形成する。文書化と承認された法的地位の欠如も、先住民族女性と女兒に対する暴力をさらに悪化させ、彼女たちが司法を求めることをさらに妨げる。

57. 女性に対する暴力事件または先住民族女性と女兒の特別な状況と彼女たちが直面している構造的暴力の承認の欠如の場合でさえも、法学、文化間正義、先住民族法の適用の問題に関して、未だに課題が存在する。多くの場合、先住民族女性と女兒は、国の司法制度のように、家父長的で偏見のある伝統的な慣習法に基づいて決める伝統的な司法メカニズムにまずアクセスするよう義務付けられている。例えば、パレスチナでは、ジェンダーに基づく暴力の事件は、まず伝統的な地域社会の指導者(mukhtars)のところに持ち込まれる傾向にある。場合によっては、先住民族女性と女兒に対する暴力は、地域社会によって理解され受け入れられ、このために虐待に対する司法と保護を求めることが課題となっている。

VIII. 先住民族女性と女兒の真実、救済策、再被害を受けない保障へのアクセス

58. 数多くの国際・地域・国内法の下で、国々は、性暴力とその他のジェンダーに基づく暴力を含め、国際人権法と国際人道法の重大な侵害に対して、先住民族女性と女兒の司法と包括的なリハビリ、原状回復と補償措置への権利を保証する責務を担っている。そのような事件における司法も、女性・平和・安全保障のアジェンダの重要な構成要素である。

59. 補償と満足の重要な形態は、真実と責任と間違いを探し求め認めることである。チリ、グアテマラ、ケニア、ペルーの委員会のようないくつかの真実委員会は、先住民族女性に対して行われた権利侵害を描写してきた。最近は、2019年のカナダによる3年間の調査の結論がカナダがその先住民族母集団に対して大量殺戮を行ったことが判明したので、その道徳的で非金銭的な補償の重要な例である。この結果は、叙事詩的な国の悲劇として、先住民族女性・女兒・多様な性的指向と性自認の人々に対する暴力も特徴とした。

60. 裁判所は真実を求めることの重要性を強調する際に重要な役割を果たすことができる。*Fernandes Ortega 他対メキシコ事件*で、米州人権裁判所は、先住民族として、また女兒としての地位のために特別な脆弱な状況にある集団に属する者に対して行われた性的侵害に国家が気付いた瞬間から、国家には事実を検証し、加害者を明らかにする真剣で効果的な捜査を行う責務があることを確立した。

61. 先住民族女性が経験する暴力に関する法的・政治的プロセスでの彼女たちのリーダー

シップと参画への投資は、被害者のための司法と補償という結果となることを示す証拠がある。国連ウィメン、市民社会団体、女性人権擁護者及び検察官は、性暴力を戦争犯罪とする初めての国の裁判所の判決を勝ち取る際に、先住民族のケクチ族女性を支援するために協力した。Sepur Zarco 事件は、武力紛争中の性奴隷の罪を国の裁判所が検討した初めての事件であり、この行為を戦争犯罪であると認め、悪影響を受けた地域社会のための重要な補償に繋がった。

62. 女性に対する暴力撤廃行動を支援する国連信託基金と協働している NGO 学際的イニシアティブである Mujeres Transformando el Mundo は、ジェンダーに基づく暴力を経験してきた障害と共に暮らし来た先住民族の多人種の祖先をもつ女性の司法と補償へのアクセスを改善する目的で、暴力サヴァイヴァーを支援するために、包括的な法的・心理的・社会的取り組みを取っている。

63. こういった進歩にもかかわらず、先住民族女性と女兒は、未だに一般的に、補償プログラムから排除されている。例えば、ペルーでは、国の紛争の被害者のために個人及び集団的補償のためのプログラムが 2007 年に始められた(1980-2000 年)。しかし、まだ補償を提供されていない被害者が約 6,000 名いる状態で、性暴力と紛争中のその他の形態のジェンダーに基づく暴力に対処する努力は不十分であった。

64. 真実委員会または調査委員会による勧告の効果的実施と裁判所の決定の具体的フォローアップは、依然として課題である。例えば、カナダによる 3 年間の調査の結論は、重要な手段であったが、もし厳格な政策が続かなければ、その実際的な意味合いは限られるであろう。説明責任、明白な行動、政策の変更に対する先住民族女性の要求を満足させるための動きが継続して欠如している。これには、意思決定プロセスにおける変革の担い手としての先住民族女性のさらなる可視性と係わりが必要であろう。一般的に、女性と女兒は依然として圧倒的に暴力被害者として描かれていてるので、是正と再発防止の領域を含め、暴力に抵抗し、対処し、撤廃する際の、また変革の担い手としてのその強靱性と役割を強調するために一層の努力が必要とされる。

65. 政治的に参画したいと思っている先住民族女性を保護し、暴力から彼女たちを保護する法律を立案し、彼女たちのためにそのスペースを保証するために払われつつある努力が不十分である。さらに、先住民族女性と女兒に関連する問題は、先住民族女性政治家が招かれるスペースにはしばしば含まれておらず、これが彼女たちにより可視性がないと感じさせることに寄与している。

IX. 先住民族女性と女兒に対する暴力に関する分類データ

66. 先住民族女性と女兒に対する暴力に関する分類データは乏しく、組織的に収集されていない。利用できるデータと証拠は、先住民族女性是非先住民族女性よりも保健ケア・サービスへのアクセスが乏しく、より悪い性と生殖に関する健康サービスとより高い割

合の暴力を経験していることを示している。

67. ラテンアメリカ諸国の中には、国の統計調査または行政データ源のどちらかを通して、特別プログラムの下またはまたは司法制度を通して、先住民族女性と女兒に対するデータを集めているところもある。アルゼンチンは、そのホットラインとその“Acompanar”プログラムを通して包括的データを収集しており、一方グアテマラは、「検察サービス」と加害者と被害者の間の関係に関する情報を含め、判決からのデータを集めてきた。パラグアイは、2021年の先住民族女性のフェミサイドと2019年から2021年までの先住民族女兒の性的虐待に関する統計データを集めた。ペルーでは、女性・脆弱な集団省が、暴力に関する行政データを収集したが、これにはとりわけ自認、先住民族または非先住民族言語、暴力の形態に基づく分類が含まれている。ブラジルでは、国のデータの主要な出どころは、国立人権オンブズマンである。メキシコは、女性が先住民族言語を話すかどうか、自分を先住民族であると考えているかどうかによって分類されたデータを収集している。最後にカナダは、可能ならば北米先住民族、メティス、イヌイット母集団別に分類され、さらにデータが利用できる場合にはその他の重なり合う変数別の暴力の統計を提供している。

68. UNFPAによれば、コロンビアで、先住民族女性に対する暴力に関する観測所が、先住民族女性と子どもが経験した暴力に関するデータを収集し、分析している。女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを禁止する行動に関する欧州会議の専門家グループが、そのフィンランドとスウェーデンに宛てた2019年の基本評価報告書の中で、サーミ人女性がジェンダーに基づく暴力にさらされていることを明らかにするために取られる措置と行われる措置の欠如を述べ、さらなる政策措置の出発点として、サーミ人女性の性暴力とドメスティック・ヴァイオレンスへの暴露を評価するために、人口に基づく調査を行うよう両国を奨励した。

69. 要するに、状況は改善しているようであるが、国内・地域・国際レベルでの先住民族女性と女兒に対する暴力に関する包括的で、比較できる、分類データが未だに欠如している。これが、女性に対する暴力の完全な程度、その表れとその結果を決定することを難しくしている。代わって、これが、先住民族女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力を防止する証拠に基づく政策と計画の開発に対する障害となっている。

X. 結論と勧告

70. 先住民族女性と女兒は、組織的に国家と非国家行為者によって加えられる暴力の複雑な構造的形態の網の目を受けている。この差別はしばしば先住民族として、また女性としての彼女たちのアイデンティティに基づいているが、このアイデンティティが、人種、年齢、障害、移動の地位、性的指向及び性自認のようなその他の特徴と重なり合う時にさらに悪化する。

71. 先住民族女性と女兒は、個人レベルでも集団レベルでも、暴力を経験している。

この個人的・集団的権利は共にあい呼応し、相互に依存しており、排他的ではない。先住民族女性と女兒が直面する暴力の集団的側面はしばしば見過ごされるが、彼女たちの暴力の経験の重要な部分を形成している。先住民族女性と女兒に対する差別とジェンダーに基づく暴力は、彼女たちの霊的・文化的生活を破壊する恐れがあり、彼女たちの地域社会と国の社会的構造のエッセンスそのものにインパクトを与える。さらに、先住民族の全体的な自決権と土地の権利の承認の欠如は、先住民族女性と女兒に対してジェンダーに基づく暴力行為を加えることを促進することもある。

73. 先住民族女性と女兒が受ける暴力の影響は、その生活のすべての側面に浸透し、生命、尊厳、個人の完結性と安全性、保健、プライバシー、個人的自由への人権と健全な環境への権利と虐待を受けない権利に厳しい悪影響を及ぼす。先住民族女性と女兒は、政治的権利と環境保護活動を追求している間、及び彼女たちの領土や資源を管理しようとする試みに抵抗している間に、特に暴力、ハラスメント、懲罰の危険にさらされる。先住民族女性と女兒は、ジェンダー化した暴力を経験するのみならず、そのような暴力の結果にしばしば不相応に耐えているので、暴力のジェンダー化した結果も経験している。

74. この構造的差別の増加する形態は、先住民族女性と女兒の司法への限られたアクセス、彼女たちに対するジェンダーに基づく暴力の加害者の広がった刑事責任免除という結果となっている。本報告書は、サヴァイヴァーが直面している障害のいくつかとその経験のユニークさに光を当ててきたが、国内レベルでの証拠を心得た、被害者を中心とした、人権に基づいた政策策定プロセスを導くために、分類データの収集を含め、さらなる調査が行われる必要がある。

75. 国々は、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関するその国内法が、先住民族女性と女兒に完全に適用でき、環境的・霊的・政治的・文化的暴力のような彼女たちに対するあらゆる形態の暴力に対して責任を有する特別規定を保障することを含め、彼女たちの経験に配慮していることを保障しなければならない。さらに、国々は、先住民族女性が適切に相談を受け、彼女たちに対する暴力に関連するあらゆる法的プロセスに、その参画が求められることを保障しなければならない。

76. 国家には加害者を防止し、捜査し、罰し、ジェンダーに基づく暴力被害者である先住民族女性と女兒に補償を提供する相当の注意義務がある。従って、国々は先住民族女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力を防止する公共政策を立案し実施しなければならない。彼女たちに対して行われた犯罪に対して広がっている長期的な刑事責任免除に対処することは、さらなる暴力を防止することにも貢献する。

77. 国家は、先住民族女性に対する暴力を防止し、対応するように、管轄圏作業の全体にわたって、すべての法律と政策を保障しなければならない。国家は、先住民族女性に対する暴力を防止し、対応する先住民族社会の能力を侵食する全ての法律と政策をさらに改正しなければならない。これら法律が関連性があり、文化的に適切であることを保障するた

めに、先住民族の代表者、先住民族法の専門家及び文化的通訳者は、プロセスと権利に対する理解を深めるためにかかわるべきである。

78. 各国政府、金融機関、民間セクター及びその他の非国家行為者は、すべての大規模インフラ、開発、天然資源抽出プロジェクトが、プロジェクトが行われ、影響を受ける土地と領土でのプロジェクトによって影響を受け、またはそのようなプロジェクトによって影響を受ける可能性のある文化的な場所に対して権利を有する先住民族の自決権と完全で、自由で、前もっての、情報を得た同意の原則を尊重して、「国連先住民族の権利宣言」に従って行われることを保障しなければならない。

79. 国家は、先住民族女性に対する性暴力及びその他のジェンダーに基づく暴力の事件で、入念な捜査に関する継続中の訓練と能力開発を実施することにより、様々な形態の女性と女兒に対する暴力と闘う多部門的で包括的な取組を確立し、そのような訓練に、ジェンダーと民族性の視点を含めなければならない。

80. 国家は、学校環境とカリキュラムを含め、先住民族女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力の根本原因である差別的なジェンダー固定観念と否定的な社会的態度を根絶するための措置を採用し実施するべきである。

81. 国家は、先住民族女性と女兒が、文化的に配慮した方法で提供され、先住民族の保健ワーカーへのアクセスを含めた保健ケア制度とサービスに先住民族女性と女兒の効果的アクセスも保障しなければならない。国家は、妊産婦・乳幼児死亡率を削減し、女性と女兒による生殖に関する健康サービスへの適切なアクセスを保障する質の高い保健ケア・サービスを実施するために予算も配分するべきである。

82. すべてのステイクホルダーは、ジェンダーに基づく暴力に対処する時、先住民族団体、特に女性が主導する団体と共に、及びこれを通して、あらゆる努力を払わなければならない。さらに、性と生殖に関する健康と権利及びジェンダーに基づく暴力の状況で、直面する障害に対処するには、先住民族団体と共にまたこれを通して活動することが必要であり、これは持続可能なように団体の強靭性を強化するための核心的ではあるが柔軟な資金を提供されなければならない。

83. 全てのステイクホルダーは、主たる被害者または脆弱な集団と先住民族女性と女兒を継続して見なしたり描いたりするよりはむしろ、強靭性があり、サヴァイヴァーであり、変革の担い手であり、先住民族の権利のための運動と闘いにおける重要な指導者として彼女たちを認めなければならない。

84. 国家とその他のステイクホルダーは、先住民族女性と女兒の状況と彼女たちが受ける暴力と差別の形態、並びに先住民族の居住地と領土の軍事化のインパクトに関して分類データを収集する努力を強化しなければならない。データは、できる限り、年齢・民族性・性・加害者と被害者との間の関係に従って分類されるべきである。データは、先住民

族女性と女兒に対する暴力行為を防止し、対応することを目的とする政策を特徴づけるために利用されるべきである。

85. 国家は、先住民族女性と女兒に、民族またはジェンダーに基づく差別、偏見及び固定観念を受けない司法制度への効果的アクセスがあることを保障しなければならない。これには、法的援助と代表へのアクセス、独自の先住民族言語での情報へのアクセスが含まれる。

86. 国家は、暴力のサヴァイヴァーである先住民族女性と女兒が文化的に適切な医学的治療、心理的カウンセリング及び職業訓練を含めた保護と支援サービスへの適切なアクセスがあることを保障するべきである。

87. 国家は先住民族女性人権擁護者の生活、完結性及び作業を認め、支援し、保護する行動指向の効果的手段を取り、暴力の危険にさらされている者のための強い保護を提供し、彼女たちに対して行われる暴力を捜査しつつ、安全な条件と機能的で包摂的な環境で彼女たちがその活動を行う行動指向の効果的手段を取るべきである。

88. 国家は、女兒の健全な発達とその暴力を受けない生活への権利を推進し、並びに彼女たちを教育制度にとどめておく公共政策を実施するべきである。これには、教育に対する障害と子ども結婚、早期・強制結婚と 2 言語での教育機会の欠如のために学校を落ちこぼれる理由の早期発見が必要である。

89. 国家は、差別と暴力の危険にさらされている先住民族の女性人権擁護者と土地の保護者を保護するために行動しなければならない。これには、抗議する権利の強力な保護を保障すること及び先住民族女性人権擁護者と土地の保護者に対する暴力が完全に捜査されることを保障することが含まれる。

90. 国家は、土地の管理への女性の関りを強化することへの重点が含まれる農山漁村と先住民族女性に味方する政策を採用しなければならない。すべての行為者は、ジェンダーに対応したやり方での気候緩和と適合に関連するプログラムの実施に対する支援を強化するべきである。

91. 国家は、高齢女性を含め、あらゆる年齢と人生の段階にある先住民族女性が、ジェンダーに基づく暴力に関連する防止と対応政策に含まれることを保障するべきである。先住民族女性は、知識の保持者、カウンセラー、癒し手、地域社会の指導者、意思決定者としての役割を果たしており、このことは、例えば、資金の提供、彼女たちに影響を及ぼすあらゆるプロセスへの効果的包摂と相談を通して、国家によって適切に認められ、支援されるべきである。

92. 女性の地位委員会は、今後の正規の討議プログラムに先住民族女性と女兒の問題を含めるべである。

公式文書(2)に続く